

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年 6月23日

【発行者名】 東京海上アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 横田 靖博

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【事務連絡者氏名】 尾崎 正幸

【電話番号】 03-3212-8421

【届出の対象とした募集（売出）内国投 資信託受益証券に係るファンドの名 称】 東京海上・円建て投資適格債券ファンド  
(毎月決算型)

【届出の対象とした募集（売出）内国投 資信託受益証券の金額】 上限 1兆円

【縦覧に供する場所】 該当なし

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

東京海上・円建て投資適格債券ファンド（毎月決算型）

（なお、愛称として「円債くん」という名称を用いる場合があります。以下「当ファンド」といいます。）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定に基づく投資信託の受益権であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である東京海上アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当初の1口当たり元本は1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

委託会社のお問い合わせ先（以下「委託会社サービスデスク」といいます。）

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）

### (5)【申込手数料】

発行価格に1.1%（税抜1%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が含まれます。

分配金再投資コース（下記「(6)申込単位」をご参照ください。）の収益分配金の再投資により取得する口数については、手数料はありません。

### (6)【申込単位】

申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。また、販売会社により取扱うコースが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。（販売会社との間で定期的購入サービスに関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込単位によるものとします。）

分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、上記にかかわらず1口単位で取得することができます。

(7) 【申込期間】

2023年6月24日から2023年12月22日まで

上記申込期間中の毎営業日にお申込みを受け付けます。

申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社の本・支店等で取扱います。ただし、一部取扱を行わない支店等がある場合がありますので、販売会社の最寄りの本・支店等にお問い合わせください。なお、販売会社については、委託会社サービスデスクにお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金（発行価格に取得申込口数を乗じて得た額に申込手数料を加算した申込時の支払総額をいいます。）を販売会社所定の期日までに販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は各追加信託が行われる日に、販売会社から、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社である三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の指定する当ファンドの口座に振込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込の方法

- a. 受益権の取得申込は、販売会社において申込期間中の毎営業日に受け付けます。
- b. 取得申込者は、申込金額相当額の申込金を販売会社に支払うものとします。ただし、当ファンドは上記「(9)払込期日」にしたがい受託会社に払込まれた時点で初めて設定がなされ、取得申込者はその時点から当ファンドの当該設定にかかる受益者となります。申込金には利息を付けません。
- c. 取得申込の受付は、原則として午後3時までの受付分を当日分とし、この受付時間を過ぎてからの申込分は翌営業日の受付分とします。
- d. 上記にかかわらず、取引所（）における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。  
( )金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます（以下、本書において同じ。）。
- e. 取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込を行うものとします。（ただし、既に取引口座をお持ちの場合を除きます。）
- f. 分配金再投資コースの場合には、申込の際、取得申込者と販売会社の間で、自動けいぞく（累積）投資に関する契約を締結する必要があります。

上記の契約について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約等が用いられることがあります。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします（以下同じ。）。

- g. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。

日本以外の地域における発行

該当ありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

主として「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

###### 基本的性格

当ファンドは、追加型投信／国内／債券に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般	年2回	日本	
大型株	年4回	北米	
中小型株	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド
債券	年12回 (毎月)	アジア	
一般		オセアニア	
公債		中南米	
社債		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ
その他債券		中近東 (中東)	
クレジット属性 ( )	日々	エマージング	
不動産投信	その他 ( )		
その他資産 (投資信託証券(債券 (社債) ))			
資産複合 ( )			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

---

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	M M F（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「M M F等の運営に関する規則」に定められるM M Fをいいます。
	M R F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「M M F等の運営に関する規則」に定められるM R Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

#### 属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

	公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各 国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機 関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として 投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行す る社債に主として投資する旨の記載があるものをい います。
	その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債 以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをい います。
	格付等クレ ジットによる 属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発 行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確 な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に 加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
	不動産投信	目論見書または投資信託約款において、主として不動産 投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、主として株式、 債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるも のをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資 対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載が あるものをいいます。
		目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資 対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨 の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がない ものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する 旨の記載があるものをいいます。
	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する 旨の記載があるものをいいます。
	年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する 旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する 旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月） 決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨 の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象 地域	グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの をいいます。
	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの をいいます。
	北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載がある ものをいいます。
	欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載がある ものをいいます。
	アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨 の記載があるものをいいます。
	オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載 があるものをいいます。
	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があ るものをいいます。

	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	TOPIX	目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

### 信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより1兆円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

### ファンドの特色

# 1

## 円建ての社債を中心に投資します。

- ・実質的に、わが国の法人が発行する円建ての社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。
- ・日本円で発行する債券に投資を行いますので、為替変動リスクがありません。

### ＜投資する債券の範囲＞

- ・主としてわが国の法人が発行する円建ての社債(金融機関劣後債、生保基金債等を含みます。)を中心に投資を行います。
- ・ポートフォリオ利回り向上のため、社債以外の円建ての債券等にも幅広く投資を行う場合があります。
- ・流動性確保の観点から、国債や地方債等に投資を行う場合があります。

#### 金融機関劣後債

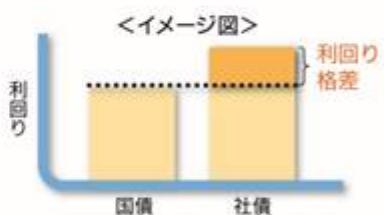
銀行の自己資本比率を高めることを目的に発行される債券で、一般的の債権者よりも債務弁済の順位が劣る社債のことです。

#### 生保基金債

生命保険会社の基金(株式会社でいう資本金)を裏づけとして発行される証券のことです。

### 社債の利回りについて

- ・一般的に、発行体(企業等)の信用度や市場での流動性等のリスクが、国債と社債の利回り格差になります。
- ・発行体の信用度の違い等に応じて、利回り格差は異なります。



次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 2

### 投資する債券は投資適格の債券とします。

- 投資する債券は、取得時において投資適格相当以上の格付を取得している債券<sup>\*1</sup>、もしくはそれらと同等の信用力を有すると考えられる債券<sup>\*2</sup>を投資対象とします。

\*1 Moody's社、S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社(2023年3月現在)のいずれかからBBB格相当以上の格付を取得しているもの

\*2 無格付の地方債・政府保証債等

#### <格付(S&P社)と信用力>

##### 投資対象

投資適格債	AAA
	AA
	A
	BBB
ハイ・イールド債	BB
	B
	CCC
	CC
	C
	D

↑  
信用力  
↓

#### 格付について

- 格付機関が金融機関を含めた社債等の発行会社について、債務の支払能力等を評価するものです。
- 一般的に、投資適格債は元本や利息の支払いが相対的に安全であると評価されている債券で、S&P社等の格付機関により、BBB格以上と格付けされた債券のことを指します。また、BB格以下と格付けされた債券はハイ・イールド債と呼ばれています。

## 3

### 残存年限の異なる債券に分散投資します。

- ファンドでは、投資する債券の残存年限を幅広く分散させることにより、できる限り金利変動リスクを平均化させ、安定した収益の確保をめざします。

※一般的に、残存期間が長い債券ほど金利変動時の価格変動が大きくなる傾向にあります。



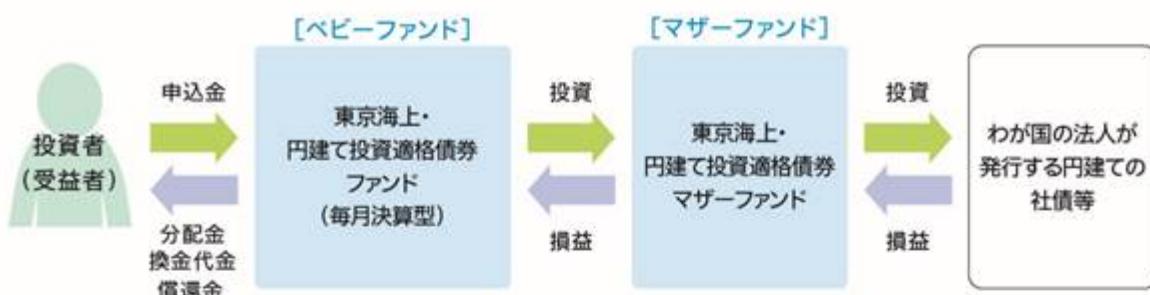
※なお、残存期間が20年超の債券にも投資する場合があります。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドの仕組み

- ・ファミリーファンド方式により運用を行います。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

## 主な投資制限

株式	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 (ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。)
----	---

外貨建資産	外貨建資産への投資は行いません。
-------	------------------

## 分配方針

### ◎毎月決算を行います。

- ・毎月23日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。  
分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。  
収益分配にあたっては、原則として毎決算時に安定した分配を継続的に行うことを目指すものとし、収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

## 《イメージ図》

決算	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配	袋	袋	袋	袋	袋	袋	袋	袋	袋	袋	袋	袋

①上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。  
実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金が支払われるイメージ



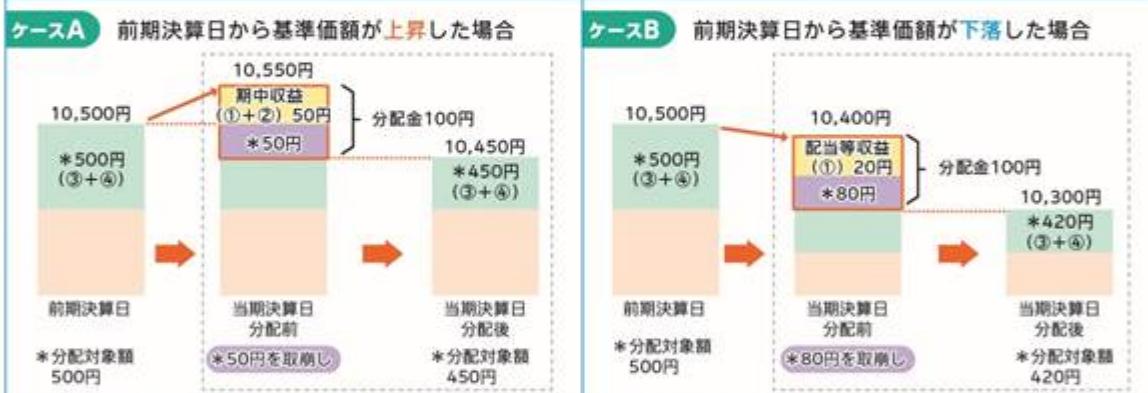
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、

①配当等収益(経費控除後) ②評価益を含む売買益(経費控除後) ③分配準備積立金 ④収益調整金 です。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



①上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が 元本の一部払戻しに相当する場合	分配金の全部が 元本の一部払戻しに相当する場合
<p>投資者の 購入価額 (当初個別元本)</p> <p>普通分配金 元本払戻金 (特別分配金) 分配金支払後 基準価額 個別元本</p>	<p>投資者の 購入価額 (当初個別元本)</p> <p>元本払戻金 (特別分配金) 分配金支払後 基準価額 個別元本</p>

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非譲り扱いとなります。

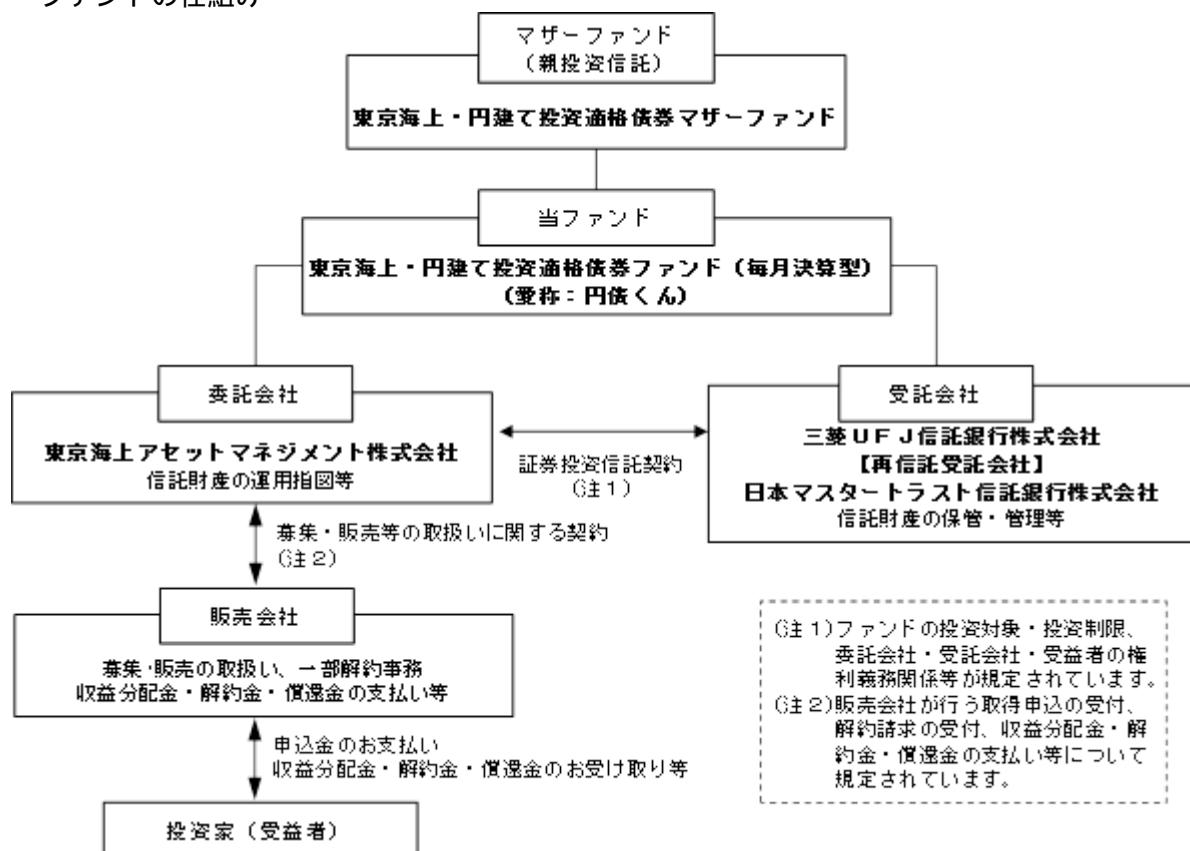
普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

### (2) 【ファンドの沿革】

2010年5月28日 ファンドの設定、運用開始

### (3) 【ファンドの仕組み】

#### ファンドの仕組み



#### 委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額 20億円（2023年3月末日現在）
- ・会社の沿革

1985年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立

1987年2月 投資顧問業者として登録

同年6月 投資一任業務認可取得

1991年4月 国内および海外年金の運用受託を開始

1998年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得

2007年9月 金融商品取引業者として登録

2014年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更

2016年10月 東京海上不動産投資顧問株式会社と合併

#### ・大株主の状況（2023年3月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### 1 . 基本方針

当ファンドは、主として「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド」受益証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

#### 2 . 運用方法

##### (1) 主要投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。

##### (2) 投資態度

主として、わが国の法人が発行する円建ての社債（金融機関劣後債、生保基金債等を含みます。）を中心に投資を行うマザーファンド受益証券に投資します。

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

### <参考情報> マザーファンドの運用の基本方針、主な投資対象と投資制限（要約）

#### 東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

##### 1 . 基本方針

安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

##### 2 . 運用方法

###### (1) 主要投資対象

主としてわが国の法人が発行する円建ての社債（金融機関劣後債、生保基金債等を含みます。以下、同じ。）を中心に投資します。

###### (2) 投資態度

主としてわが国の法人が発行する円建ての社債を中心に投資を行い、インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

投資する債券は、取得時においてB B B格相当以上の格付を取得している債券、もしくはそれらと同等の信用力を有すると考えられる債券を投資対象とします。

組入銘柄は、投資する債券等の残存年限を幅広く分散することにより、できる限り金利変動リスクを平均化し、収益性の確保を目指します。

ポートフォリオ利回り向上のため、社債以外の円建ての債券等に幅広く投資を行う場合があります。また、流動性確保の観点から、国債や地方債等にも投資を行う場合があります。

##### 3 . 運用制限

(1) 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。）

(2) 外貨建資産への投資は行いません。

(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(4) 上場投資信託証券等を除く投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

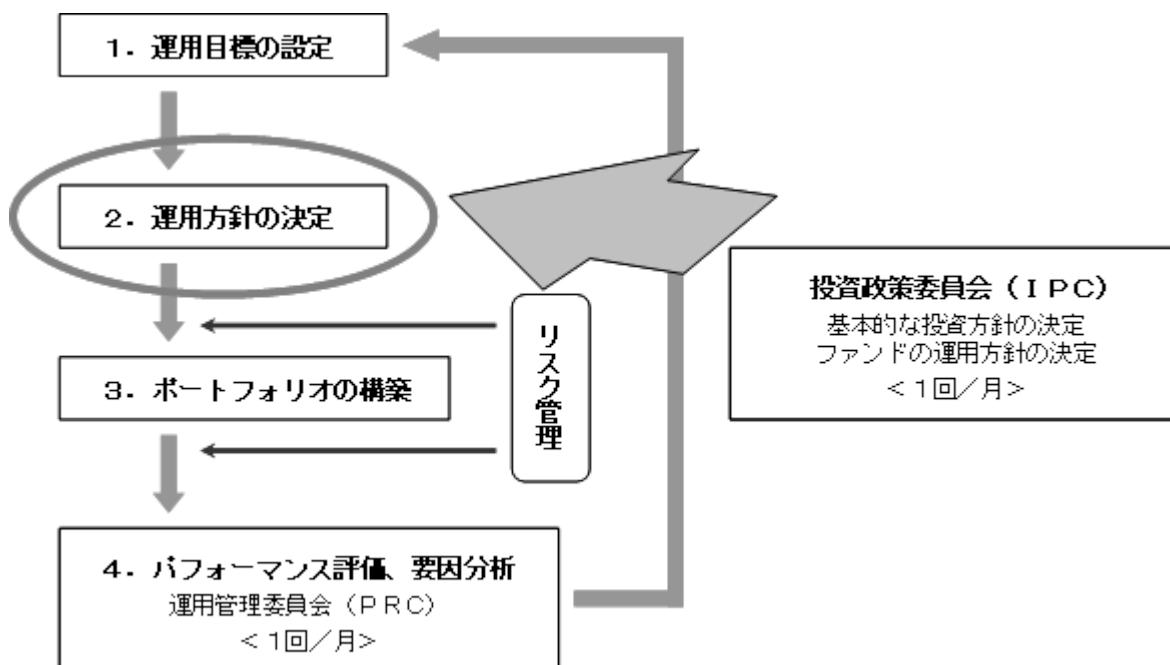
## (2) 【投資対象】

- 1 . 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
- (1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）
- 有価証券  
        デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）  
        金銭債権（に掲げるものに該当するものを除きます。）  
        約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- (2) 次に掲げる特定資産以外の資産
- 為替手形
- 2 . 委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。
- (1) 転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権証書
- (2) 国債証券
- (3) 地方債証券
- (4) 特別の法律により法人の発行する債券
- (5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- (6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- (10) コマーシャル・ペーパー
- (11) 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
- (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
- (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- (17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- (20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- (21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (22) 外国の者に対する権利で上記(21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- 3 . 委託会社は、信託金を、上記2 . に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

- (3) コール・ローン  
(4) 手形割引市場において売買される手形  
(5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの  
(6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの  
4. 上記2. の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### (3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関する社内規則として「投資運用業に係る業務運営規程」を設けてあります。

運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門（5～10名程度）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が隨時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（運用リスク管理部門担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「3. 投資リスク」の「3. 管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、2023年3月末日現在）

#### (4) 【分配方針】

月1回（原則として毎月23日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、毎決算時に原則として以下の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。収益分配にあたっては、原則として毎決算時に安定した分配を継続的に行うことを目指すものとし、収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、投資方針に基づいて運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費（）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費（）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- （）諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息をいいます。

計算期末において信託財産に損失が生じた場合は、次期に繰越します。

分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、お支払いします。なお、「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (5) 【投資制限】

運用の基本方針に基づく制限（約款別紙「運用の基本方針」）

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。）

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ）

- b. 外貨建資産への投資は行いません。
- c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券ならびに取引所に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- f. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲（約款第19条）

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引（約款第21条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をできるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等（約款第22条）

- a. 委託会社は、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引（約款第23条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
  - b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - c. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
  - d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
- 金利先渡取引（約款第24条）**
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
  - b. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - c. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
  - d. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
- デリバティブ取引等に係る投資制限（約款第24条の2）**
- デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 有価証券の貸付（約款第25条）**
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
    - ・ 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
    - ・ 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  - b. 上記a.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。
- 有価証券の空売（約款第26条）**
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「 有価証券の借入」の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
  - b. 上記a.の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内に行うことができるものとします。
  - c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 有価証券の借入（約款第27条）**
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行いうるものとします。
  - b. 上記a.の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内に行うことができるものとします。
  - c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
  - d. 上記a.の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- 信用リスク集中回避のための投資制限（約款第27条の2）**
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなつた場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 資金の借入（約款第33条）**

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

### 3 【投資リスク】

#### 1. 投資リスク

以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

##### (1) 価格変動リスク

当ファンドは、主に国内の公社債など値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

###### 金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

###### 信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

###### 流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

###### 劣後債など固有のリスク

劣後債はデフォルトが生じた場合、元利金の支払順位が一般的の社債よりも低い社債です。

繰上償還条項が設定されている劣後債などが、市況動向などにより繰上償還が実施されない場合や繰上償還されないと予想される場合には、当該証券の価格が大きく下落する可能性があります。また、利息や配当の支払繰延条項がある場合は、発行体の業績の著しい悪化などにより、支払いが繰り延べられる可能性があります。

##### (2) デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することができます。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

## 2. その他の留意事項

### (1) 一般的な留意事項

- 投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。
  - ・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
  - ・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
  - ・投資信託は保険契約および預金ではありません。
  - ・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
  - ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
  - ・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
  - ・当ファンドは、主に国内の公社債を実質的な投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れた公社債の値動きやそれらの公社債の発行者の信用状況の変化等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
  - ・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

### (2) 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

### (3) その他の留意点

取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつその後、受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随するいかなる権利も取得しません。

一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（申込代金の預り等を含みます。）について責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

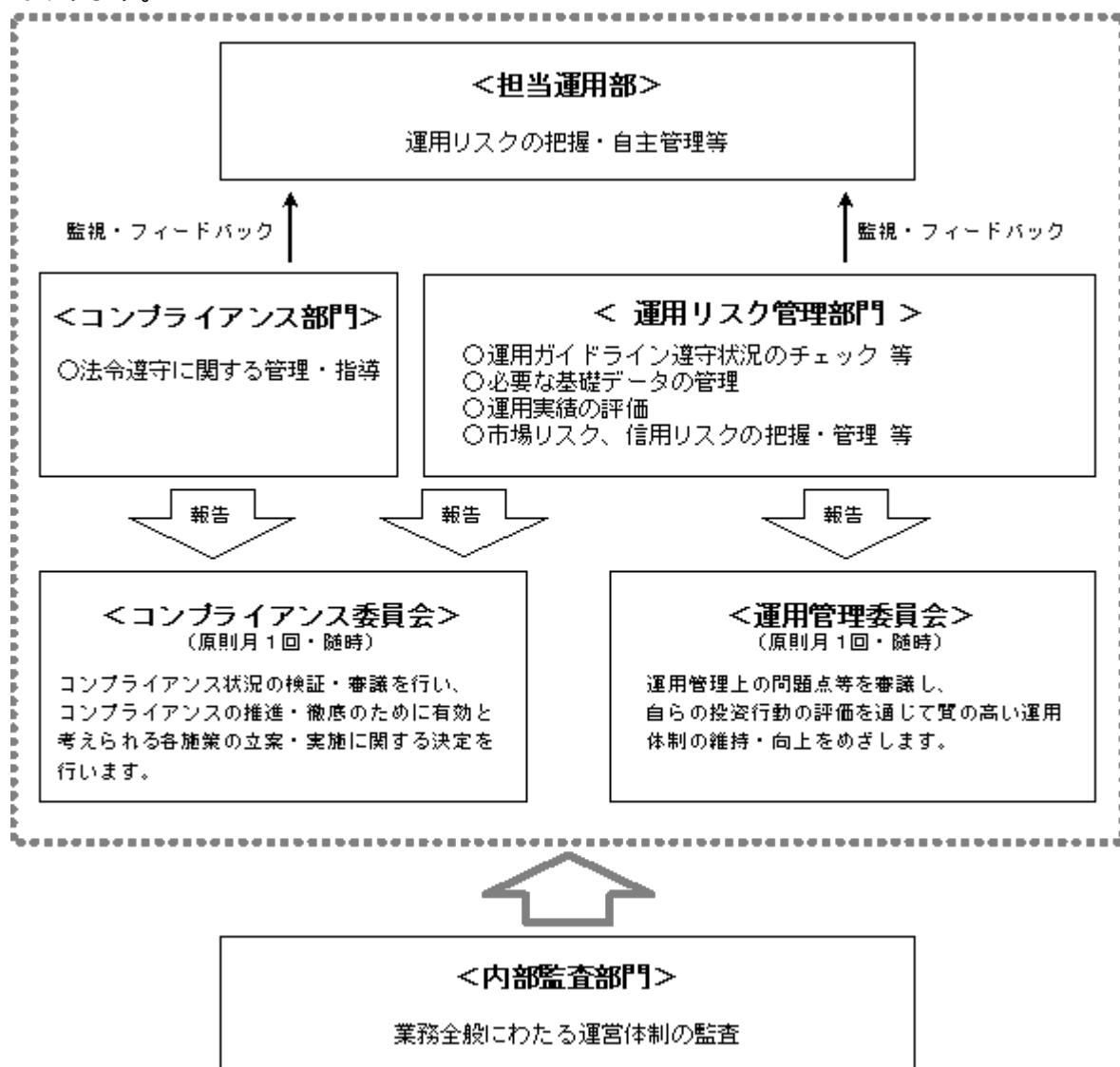
### 3. 管理体制

#### <リスク管理体制>

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うとともに、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。



#### <流動性リスク管理>

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

## 参考情報

2018年4月～2023年3月

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

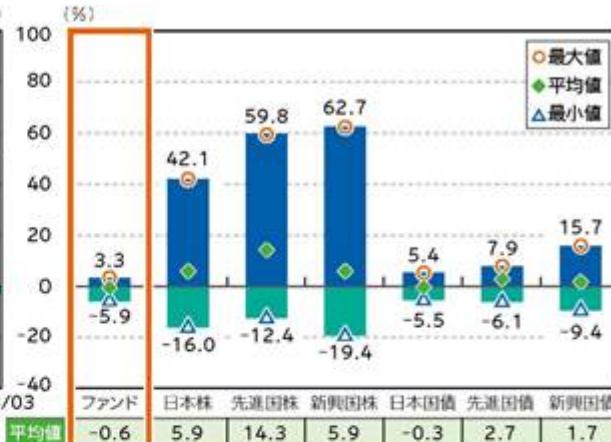


※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。



※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 代表的な資産クラスと指指数名

日本株 TOPIX (東証株価指数) (配当込み)

先進国株 MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース)

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債 NOMURA-BPI (国債)

先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

## 指数について

①TOPIXの指指数値およびTOPIXにかかる権利または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下、JPXといいます。）の知的財産であり、指指数の算出、指指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる権利または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指指数値の算出または公表の権限、選延または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの設定、販売および譲り受け活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。②MSCIコクサイ指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。③MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。④NOMURA-BPI（国債）に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は野村フィデュシヤリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。⑤FTSE世界国債インデックスは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または選延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。⑥JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

発行価格に1.1%（税抜1%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税等が含まれます。申込手数料は、商品の説明、購入に関する事務コスト等の対価として、申込時にご負担いただきます。  
分配金再投資コースの収益分配金の再投資により取得する口数については、手数料はありません。

### (2) 【換金（解約）手数料】

換金時（解約時）の手数料はありません。

### (3) 【信託報酬等】

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、  
の信託報酬率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

信託報酬率は、毎年3月および9月の各計算期末において見直すこととし、各前月末における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じて以下の通り決定され、当該計算期末の翌日から適用するものとします。

新発10年固定利付国債の利回り	委託会社（税抜） <sup>*1</sup>	販売会社（税抜） <sup>*2</sup>	受託会社（税抜） <sup>*3</sup>	合計
3%未満の場合	年率0.25%	年率0.25%	年率0.02%	年率0.572% (税抜0.52%)
3%以上4%未満の場合	年率0.3%	年率0.3%	年率0.02%	年率0.682% (税抜0.62%)
4%以上5%未満の場合	年率0.35%	年率0.35%	年率0.02%	年率0.792% (税抜0.72%)
5%以上の場合	年率0.4%	年率0.4%	年率0.02%	年率0.902% (税抜0.82%)

\* 1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

\* 2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価

\* 3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価  
の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

#### (4) 【その他の手数料等】

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、純資産総額に対し、年率0.011%（税抜0.01%）を乗じて得た金額（ただし、年66万円（税抜60万円）の1日分相当額を上限とします。）を計上し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用等（全て消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

<個人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（1）は課税されません。

2037年12月31日までの間、復興特別所得税（所得税15% × 2.1%）が付加されます。

解約時および償還時の差益（解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した差額）は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税対象となります。譲渡所得等については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いも可能です。）。

普通分配金（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに解約時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等（特定公社債および公募公社債投信を含みます。）の利子所得および配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに譲渡所得等との間で損益通算を行うことができます。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託や上場株式等から生じる配当所得および譲渡所得等が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

<法人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」  
( 2 )超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率による源泉  
徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配  
金のみであり、元本払戻金（特別分配金）( 1 )は課税されません。  
なお、益金不算入制度の適用はありません。

- ( 1 )「元本払戻金（特別分配金）」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、  
収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場  
合、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
- ( 2 )「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申  
込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均さ  
れ、元本払戻金（特別分配金）が支払われた際に調整されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社  
で取得する場合や、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本  
の算出方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

\* 上記は、2023年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合  
があります。

## 5 【運用状況】

以下は2023年3月31日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1) 【投資状況】

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	21,491,783,138	100.01
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		2,708,349	0.01
合計（純資産総額）		21,489,074,789	100.00

（ご参考：親投資信託の投資状況）

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	23,902,251,625	5.15
地方債証券	日本	109,987,357,805	23.71
特殊債券	日本	17,208,975,000	3.71
社債券	日本	305,179,095,080	65.79
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		7,543,754,824	1.62
合計（純資産総額）		463,821,434,334	100.00

### (2) 【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	東京海上・円建て投資適格債券 マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	18,092,249,464	1.1875	21,484,549,106	1.1879	21,491,783,138	100.01

##### b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.01
合 計	100.01

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (ご参考:親投資信託の投資資産)

## 投資有価証券の主要銘柄

## a. 主要銘柄の明細

## 東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	第27回利付国債(物価連動・10年)	日本	国債証券	0.005	2032/03/10	1,000,000,000	107.40	1,100,742,600	102.75	1,071,014,625	0.23
2	第15回株式会社デンソー無担保社債	日本	社債券	0.245	2027/06/18	1,000,000,000	99.62	996,270,000	99.75	997,500,000	0.21
3	第9回テルモ株式会社無担保社債	日本	社債券	0.255	2027/04/26	1,000,000,000	99.43	994,360,000	99.47	994,720,000	0.21
4	第3回大塚ホールディングス株式会社無担保社債	日本	社債券	0.375	2029/03/07	1,000,000,000	99.36	993,620,000	99.24	992,470,000	0.21
5	第14回株式会社ブリヂストン無担保社債	日本	社債券	0.375	2029/04/19	1,000,000,000	99.41	994,110,000	99.14	991,440,000	0.21
6	第16回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債(劣後)	日本	社債券	0.400	2031/12/22	1,000,000,000	98.65	986,530,000	98.23	982,300,000	0.21
7	第33回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	日本	社債券	0.280	2030/02/28	1,000,000,000	97.61	976,150,000	96.73	967,340,000	0.20
8	第16回武田薬品工業株式会社無担保社債	日本	社債券	0.400	2031/10/14	1,000,000,000	96.50	965,050,000	95.49	954,910,000	0.20
9	第53回京成電鉄株式会社無担保社債	日本	社債券	0.787	2039/03/08	1,000,000,000	94.04	940,420,000	92.41	924,100,000	0.19
10	第43回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	日本	社債券	0.676	2038/07/12	1,000,000,000	93.14	931,420,000	91.89	918,950,000	0.19
11	第7回株式会社ファーストリテイリング無担保社債	日本	社債券	0.405	2028/06/06	900,000,000	99.69	897,291,000	99.95	899,613,000	0.19
12	第52回東京瓦斯株式会社無担保社債	日本	社債券	0.486	2039/05/23	1,000,000,000	91.47	914,790,000	88.98	889,830,000	0.19
13	第22回政府保証民間都市開発債券	日本	特殊債券	0.245	2040/02/28	1,000,000,000	88.92	889,270,000	88.49	884,980,000	0.19
14	第28回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	日本	社債券	2.111	2030/06/11	800,000,000	111.47	891,768,000	110.31	882,520,000	0.19
15	第41回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	日本	社債券	2.166	2029/01/29	800,000,000	110.28	882,272,000	109.42	875,432,000	0.18
16	第548回関西電力株式会社社債	日本	社債券	0.574	2032/04/23	900,000,000	96.92	872,298,000	95.58	860,229,000	0.18
17	第12回株式会社りそな銀行無担保社債(劣後特約付)	日本	社債券	2.464	2027/03/15	800,000,000	107.27	858,176,000	105.82	846,608,000	0.18
18	第116回東武鉄道株式会社無担保社債	日本	社債券	0.783	2037/09/11	900,000,000	94.39	849,555,000	93.72	843,525,000	0.18
19	第4回株式会社三井住友フィナンシャルグループ(劣後)	日本	社債券	1.328	2030/05/29	800,000,000	103.02	824,224,000	100.99	807,944,000	0.17
20	第23回清水建設株式会社無担保社債	日本	社債券	0.250	2024/08/02	800,000,000	100.15	801,200,000	100.14	801,160,000	0.17

21	第1回日本生命2019基 金流動化株式会社無担保社 債(劣後)	日本	社債券	0.250	2024/08/01	800,000,000	99.83	798,704,000	99.94	799,560,000	0.17
22	第8回日本電産株式会社無 担保社債	日本	社債券	0.100	2024/07/19	800,000,000	99.78	798,296,000	99.90	799,264,000	0.17
23	第8回西松建設株式会社無 担保社債	日本	社債券	0.180	2024/09/20	800,000,000	99.84	798,744,000	99.89	799,160,000	0.17
24	第6回サントリーホール ディングス株式会社無担保 社債	日本	社債券	0.220	2026/06/02	800,000,000	99.65	797,224,000	99.87	799,024,000	0.17
25	第1回明治安田生命201 9基金特定目的会社特定社 債	日本	社債券	0.290	2024/08/02	800,000,000	99.63	797,088,000	99.86	798,920,000	0.17
26	第27回SBIホールディ ングス株式会社無担保社債	日本	社債券	0.800	2024/12/23	800,000,000	99.97	799,784,000	99.86	798,880,000	0.17
27	第13回本田技研工業株式 会社無担保社債	日本	社債券	0.120	2025/03/05	800,000,000	99.83	798,656,000	99.82	798,576,000	0.17
28	第21回積水ハウス株式会 社無担保社債	日本	社債券	0.200	2026/07/17	800,000,000	99.65	797,248,000	99.80	798,472,000	0.17
29	第3回株式会社村田製作所 無担保社債	日本	社債券	0.060	2024/09/10	800,000,000	99.65	797,208,000	99.79	798,368,000	0.17
30	第443回中国電力株式会 社社債	日本	社債券	0.590	2028/08/25	800,000,000	99.54	796,368,000	99.74	797,952,000	0.17

#### b. 投資有価証券の種類

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

種類	投資比率(%)
国債証券	5.15
地方債証券	23.71
特殊債券	3.71
社債券	65.79
合計	98.37

#### 投資不動産物件

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なものの概要

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

該当事項はありません。

#### (3) 【運用実績】

##### 【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第7特定期間末	(2013年9月24日)	34,461	34,859	0.9924	1.0032
第8特定期間末	(2014年3月24日)	36,675	37,057	0.9967	1.0075
第9特定期間末	(2014年9月24日)	50,432	50,903	0.9960	1.0068
第10特定期間末	(2015年3月23日)	65,425	66,068	1.0060	1.0168
第11特定期間末	(2015年9月24日)	76,554	77,357	0.9937	1.0045

第12特定期間末	( 2016年 3月23日 )	67,541	68,396	1.0300	1.0408
第13特定期間末	( 2016年 9月23日 )	57,384	58,032	1.0129	1.0237
第14特定期間末	( 2017年 3月23日 )	51,879	52,464	0.9888	0.9996
第15特定期間末	( 2017年 9月25日 )	50,769	51,316	0.9829	0.9937
第16特定期間末	( 2018年 3月23日 )	48,976	49,533	0.9745	0.9853
第17特定期間末	( 2018年 9月25日 )	45,207	45,542	0.9557	0.9625
第18特定期間末	( 2019年 3月25日 )	42,370	42,640	0.9713	0.9773
第19特定期間末	( 2019年 9月24日 )	40,558	40,812	0.9763	0.9823
第20特定期間末	( 2020年 3月23日 )	38,123	38,369	0.9490	0.9550
第21特定期間末	( 2020年 9月23日 )	36,784	37,022	0.9449	0.9509
第22特定期間末	( 2021年 3月23日 )	33,804	34,028	0.9368	0.9428
第23特定期間末	( 2021年 9月24日 )	30,676	30,881	0.9346	0.9406
第24特定期間末	( 2022年 3月23日 )	27,046	27,215	0.9116	0.9171
第25特定期間末	( 2022年 9月26日 )	24,210	24,294	0.8920	0.8950
第26特定期間末	( 2023年 3月23日 )	21,546	21,623	0.8817	0.8847
	2022年 3月末日	27,024		0.9137	
	4月末日	26,423		0.9109	
	5月末日	26,067		0.9089	
	6月末日	25,280		0.9007	
	7月末日	25,088		0.9061	
	8月末日	24,700		0.9014	
	9月末日	24,182		0.8919	
	10月末日	23,814		0.8897	
	11月末日	23,371		0.8836	
	12月末日	22,561		0.8678	
	2023年 1月末日	22,095		0.8634	
	2月末日	21,918		0.8690	
	3月末日	21,489		0.8818	

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

#### 【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第7特定期間	2013年 3月26日 ~ 2013年 9月24日	0.0108
第8特定期間	2013年 9月25日 ~ 2014年 3月24日	0.0108
第9特定期間	2014年 3月25日 ~ 2014年 9月24日	0.0108
第10特定期間	2014年 9月25日 ~ 2015年 3月23日	0.0108
第11特定期間	2015年 3月24日 ~ 2015年 9月24日	0.0108
第12特定期間	2015年 9月25日 ~ 2016年 3月23日	0.0108
第13特定期間	2016年 3月24日 ~ 2016年 9月23日	0.0108
第14特定期間	2016年 9月24日 ~ 2017年 3月23日	0.0108
第15特定期間	2017年 3月24日 ~ 2017年 9月25日	0.0108
第16特定期間	2017年 9月26日 ~ 2018年 3月23日	0.0108
第17特定期間	2018年 3月24日 ~ 2018年 9月25日	0.0068
第18特定期間	2018年 9月26日 ~ 2019年 3月25日	0.0060

第19特定期間	2019年 3月26日 ~ 2019年 9月24日	0.0060
第20特定期間	2019年 9月25日 ~ 2020年 3月23日	0.0060
第21特定期間	2020年 3月24日 ~ 2020年 9月23日	0.0060
第22特定期間	2020年 9月24日 ~ 2021年 3月23日	0.0060
第23特定期間	2021年 3月24日 ~ 2021年 9月24日	0.0060
第24特定期間	2021年 9月25日 ~ 2022年 3月23日	0.0055
第25特定期間	2022年 3月24日 ~ 2022年 9月26日	0.0030
第26特定期間	2022年 9月27日 ~ 2023年 3月23日	0.0030

#### 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%) (分配付)
第7特定期間	2013年 3月26日 ~ 2013年 9月24日	0.2
第8特定期間	2013年 9月25日 ~ 2014年 3月24日	1.5
第9特定期間	2014年 3月25日 ~ 2014年 9月24日	1.0
第10特定期間	2014年 9月25日 ~ 2015年 3月23日	2.1
第11特定期間	2015年 3月24日 ~ 2015年 9月24日	0.1
第12特定期間	2015年 9月25日 ~ 2016年 3月23日	4.7
第13特定期間	2016年 3月24日 ~ 2016年 9月23日	0.6
第14特定期間	2016年 9月24日 ~ 2017年 3月23日	1.3
第15特定期間	2017年 3月24日 ~ 2017年 9月25日	0.5
第16特定期間	2017年 9月26日 ~ 2018年 3月23日	0.2
第17特定期間	2018年 3月24日 ~ 2018年 9月25日	1.2
第18特定期間	2018年 9月26日 ~ 2019年 3月25日	2.3
第19特定期間	2019年 3月26日 ~ 2019年 9月24日	1.1
第20特定期間	2019年 9月25日 ~ 2020年 3月23日	2.2
第21特定期間	2020年 3月24日 ~ 2020年 9月23日	0.2
第22特定期間	2020年 9月24日 ~ 2021年 3月23日	0.2
第23特定期間	2021年 3月24日 ~ 2021年 9月24日	0.4
第24特定期間	2021年 9月25日 ~ 2022年 3月23日	1.9
第25特定期間	2022年 3月24日 ~ 2022年 9月26日	1.8
第26特定期間	2022年 9月27日 ~ 2023年 3月23日	0.8

(注)収益率とは、特定期間末の基準価額（分配付）から、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落。以下、「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除した数値に100を乗じた数値です。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第7特定期間	2013年 3月26日 ~ 2013年 9月24日	8,144,918,712	13,533,867,103	34,724,518,051
第8特定期間	2013年 9月25日 ~ 2014年 3月24日	10,632,554,934	8,561,845,201	36,795,227,784
第9特定期間	2014年 3月25日 ~ 2014年 9月24日	20,011,399,123	6,173,559,476	50,633,067,431
第10特定期間	2014年 9月25日 ~ 2015年 3月23日	24,872,191,311	10,470,863,536	65,034,395,206
第11特定期間	2015年 3月24日 ~ 2015年 9月24日	23,332,534,829	11,330,550,985	77,036,379,050
第12特定期間	2015年 9月25日 ~ 2016年 3月23日	22,278,509,815	33,737,273,206	65,577,615,659
第13特定期間	2016年 3月24日 ~ 2016年 9月23日	9,768,831,240	18,692,809,659	56,653,637,240
第14特定期間	2016年 9月24日 ~ 2017年 3月23日	6,067,038,019	10,252,766,328	52,467,908,931

第15特定期間	2017年 3月24日 ~ 2017年 9月25日	7,253,814,198	8,070,014,270	51,651,708,859
第16特定期間	2017年 9月26日 ~ 2018年 3月23日	6,720,470,084	8,114,599,983	50,257,578,960
第17特定期間	2018年 3月24日 ~ 2018年 9月25日	3,150,211,536	6,105,222,780	47,302,567,716
第18特定期間	2018年 9月26日 ~ 2019年 3月25日	1,415,970,487	5,097,264,649	43,621,273,554
第19特定期間	2019年 3月26日 ~ 2019年 9月24日	1,997,259,590	4,074,286,218	41,544,246,926
第20特定期間	2019年 9月25日 ~ 2020年 3月23日	2,578,070,494	3,951,470,709	40,170,846,711
第21特定期間	2020年 3月24日 ~ 2020年 9月23日	1,179,715,391	2,420,375,166	38,930,186,936
第22特定期間	2020年 9月24日 ~ 2021年 3月23日	846,340,666	3,691,451,541	36,085,076,061
第23特定期間	2021年 3月24日 ~ 2021年 9月24日	225,853,316	3,486,570,863	32,824,358,514
第24特定期間	2021年 9月25日 ~ 2022年 3月23日	218,454,025	3,374,046,241	29,668,766,298
第25特定期間	2022年 3月24日 ~ 2022年 9月26日	83,399,626	2,610,963,684	27,141,202,240
第26特定期間	2022年 9月27日 ~ 2023年 3月23日	64,718,040	2,768,929,367	24,436,990,913

## &lt;参考情報&gt;

基準日:2023年3月31日

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。

※基準価額は1万口当たりで表示しています。※設定日は2010年5月28日です。

## 分配の推移

(1万口当たり、税引前)			
決算期	分配金	決算期	分配金
2022/04	5円	2022/11	5円
2022/05	5円	2022/12	5円
2022/06	5円	2023/01	5円
2022/07	5円	2023/02	5円
2022/08	5円	2023/03	5円
2022/09	5円	設定来累計	
2022/10	5円	2,217円	

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

## 主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

## 債券種別構成

種別	比率
国債	5.2%
地方債	23.7%
政府保証債	3.7%
金融債	—
事業債	65.2%
うち劣後債	4.8%
円建外債	—
MBS・ABS	0.6%
CP(コマーシャル・ペーパー)	—
短期金融資産等	1.6%
合計	100.0%

※短期金融資産等は、組入有価証券・CPI以外のもの  
です。

※比率は、純資産総額に占める割合です。

## 保有債券の属性情報

残存期間	9.80年
修正デュレーション	9.31
クーポン	0.74%
最終利回り(複利)	0.80%
直接利回り	0.73%
平均格付	AA-

※各保有債券の数値を加重平均した値です。

※保有債券の時価総額を基に計算しています。

※途中償還等を考慮して計算しています。

※修正デュレーションとは、金利がある一定割合で変動した場合、債券価格がどの程度変化するかを示す指標であり、その値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

※格付は、Moody's社、S&amp;P社、R&amp;I社、JCR社、Fitch社のうち、上位のものを使用しています。

※平均格付は、格付毎に点数化し、加重平均した結果を四捨五入して表示しており、ファンドの格付ではありません。また、保有債券のうち、格付が取得できない場合は、除外して計算しています。

次ページへ続く

- 最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

### ● 残存年限別構成

残存年限	比率
5年未満	22.3%
5年以上10年未満	27.4%
10年以上15年未満	27.5%
15年以上20年未満	21.1%
20年以上	0.1%

※途中償還等を考慮して計算しています。

※比率は、純資産総額に占める割合です。

### ● 格付別構成

格付	比率
AAA格	11.4%
AA格	42.7%
A格	34.3%
BBB格	0.9%
その他	10.7%

※比率は、保有債券の時価総額に占める割合です。

※格付は、Moody's社、S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社のうち、上位のものを使用しており、+・-等の符号は省略して表示しています。

※その他は、東京海上アセットマネジメントが投資適格相当とみなしている無格付の地方債・CP等です。

### ● 組入上位10銘柄

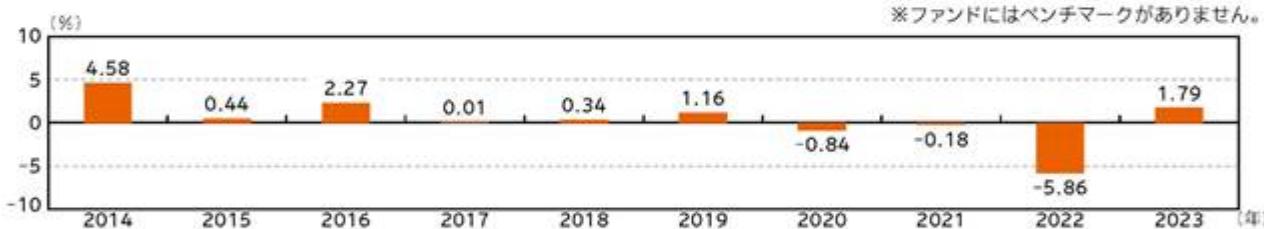
組入銘柄数：994銘柄

	銘柄	種別	クーポン	償還日	比率
1	第27回利付国債(物価連動・10年)	国債	0.005%	2032/03/10	0.23%
2	第15回株式会社デンソー無担保社債	事業債	0.245%	2027/06/18	0.22%
3	第9回テルモ株式会社無担保社債	事業債	0.255%	2027/04/26	0.21%
4	第3回大塚ホールディングス株式会社無担保社債	事業債	0.375%	2029/03/07	0.21%
5	第14回株式会社ブリヂストン無担保社債	事業債	0.375%	2029/04/19	0.21%
6	第16回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債(劣後)	事業債	0.400%	2031/12/22	0.21%
7	第33回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	事業債	0.280%	2030/02/28	0.21%
8	第16回武田薬品工業株式会社無担保社債	事業債	0.400%	2031/10/14	0.21%
9	第53回京成電鉄株式会社無担保社債	事業債	0.787%	2039/03/08	0.20%
10	第43回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	事業債	0.676%	2038/07/12	0.20%

※比率は、純資産総額に占める割合です。

### 年間收益率の推移

※ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの收益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

※当年は昨年末と基準日の騰落率です。

・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

- a. 毎営業日にお申込みを受け付けます。
- b. 申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。
- c. 販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、1口単位で取得することができます。
- d. 取得申込の受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。
- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。  
取得申込受付日の基準価額  
基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。  
委託会社のお問い合わせ先（委託会社サービスデスク）  
東京海上アセットマネジメント サービスデスク  
0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）
- f. 申込手数料は、発行価格に1.1%（税抜1%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- g. 上記にかかわらず、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
- h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- i. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 2 【換金（解約）手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。
- d. 解約単位は、販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取扱いします。
- f. 解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の基準価額とします。  
信託財産留保額はありません。
- g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
- h. 解約にかかる手数料はありません。
- i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から、お支払いします。
- j. 委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- l. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

<主要投資対象資産の評価方法>

対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。
公社債等	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 a. 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） b. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） c. 価格情報会社の提供する価額

c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

原則として、2010年5月28日から無期限とします。ただし、後記「(5)その他 信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることができます。

#### (4) 【計算期間】

原則として、毎月24日から翌月23日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（ ）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。  
( ) 法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

#### (5) 【その他】

##### 信託の終了（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を使用しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- f. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- g. 上記f.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「信託約款の変更」b.の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

i. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更

a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

b. 委託会社は、上記a.の事項（上記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a.の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

f. 上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g. 上記a.からf.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

#### 運用報告書

a. 3月・9月の決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、知れている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。

b. 委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページ（<https://www.tokiomarineam.co.jp/>）に掲載します。

c. 上記b.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合は、交付します。

#### 公告

委託会社が受益者に対する公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（<https://www.tokiomarineam.co.jp/>）に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 4 【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

##### 収益分配金の請求権

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、お支払いします。ただし、受益者が収益分配金について、上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。なお、分配金再投資コースの収益分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### 償還金の請求権

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

##### 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

##### 買取請求権

一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、当特定期間(2022年9月27日から2023年3月23日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【東京海上・円建て投資適格債券ファンド（毎月決算型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [2022年 9月26日現在]	当期 [2023年 3月23日現在]
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
親投資信託受益証券	24,210,125,627	21,546,390,678
未収入金	101,258,595	524,164,191
<b>流動資産合計</b>	<b>24,311,384,222</b>	<b>22,070,554,869</b>
<b>資産合計</b>	<b>24,311,384,222</b>	<b>22,070,554,869</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払収益分配金	13,570,601	12,218,495
未払解約金	74,557,177	502,631,292
未払受託者報酬	502,674	356,373
未払委託者報酬	12,566,841	8,909,350
その他未払費用	61,302	48,681
<b>流動負債合計</b>	<b>101,258,595</b>	<b>524,164,191</b>
<b>負債合計</b>	<b>101,258,595</b>	<b>524,164,191</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	1 27,141,202,240	1 24,436,990,913
<b>剰余金</b>		
期末剰余金又は期末欠損金（）	2 2,931,076,613	2 2,890,600,235
（分配準備積立金）	25,933,260	22,858,625
<b>元本等合計</b>	<b>24,210,125,627</b>	<b>21,546,390,678</b>
<b>純資産合計</b>	<b>24,210,125,627</b>	<b>21,546,390,678</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>24,311,384,222</b>	<b>22,070,554,869</b>

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2022年 3月24日 至 2022年 9月26日	当期 自 2022年 9月27日 至 2023年 3月23日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	387,615,931	148,002,609
<b>営業収益合計</b>	<b>387,615,931</b>	<b>148,002,609</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	2,887,571	2,456,284
委託者報酬	72,189,069	61,407,043
その他費用	337,161	320,934
<b>営業費用合計</b>	<b>75,413,801</b>	<b>64,184,261</b>
<b>営業利益又は営業損失（）</b>	<b>463,029,732</b>	<b>212,186,870</b>
<b>経常利益又は経常損失（）</b>	<b>463,029,732</b>	<b>212,186,870</b>
<b>当期純利益又は当期純損失（）</b>	<b>463,029,732</b>	<b>212,186,870</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（）	5,092,257	4,777,223
期首剰余金又は期首次損金（）	2,622,698,732	2,931,076,613
剰余金増加額又は欠損金減少額	241,546,228	342,692,224
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	241,546,228	342,692,224
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,796,135	7,877,711
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,796,135	7,877,711
分配金	1 84,190,499	1 77,374,042
期末剰余金又は期末欠損金（）	2,931,076,613	2,890,600,235

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当期 自 2022年 9月27日 至 2023年 3月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	特定期間末日の取扱い 2022年9月23日が休日のため、前特定期間末日を2022年9月26日としております。このため、当特定期間は178日となっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 自 2022年 3月24日 至 2022年 9月26日	当期 自 2022年 9月27日 至 2023年 3月23日
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 [2022年 9月26日現在]	当期 [2023年 3月23日現在]
1. 1 期首元本額	29,668,766,298円	27,141,202,240円
期中追加設定元本額	83,399,626円	64,718,040円
期中一部解約元本額	2,610,963,684円	2,768,929,367円
2. 1 特定期間末日における受益権の総数	27,141,202,240口	24,436,990,913口
3. 2 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,931,076,613円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,890,600,235円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2022年 3月24日 至 2022年 9月26日	当期 自 2022年 9月27日 至 2023年 3月23日
<b>1 分配金の計算過程</b> (2022年3月24日から2022年4月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,477,501円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(195,926,632円)及び分配準備積立金(44,816,937円)より、分配対象額は243,221,070円(1万口当たり83.62円)であり、うち14,540,791円(1万口当たり5円)を分配金額としております。	<b>1 分配金の計算過程</b> (2022年9月27日から2022年10月24日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,625,457円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(148,659,983円)及び分配準備積立金(25,622,533円)より、分配対象額は176,907,973円(1万口当たり65.93円)であり、うち13,414,433円(1万口当たり5円)を分配金額としております。

<p>(2022年4月26日から2022年5月23日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 ( 10,023,624円 )、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額( 0円 )、投資信託約款に規定される収益調整金( 182,218,777円 )及び分配準備積立金( 43,870,404円 )より、分配対象額は236,112,805円( 1万口当たり82.10円 )であり、うち14,375,944円( 1万口当たり5円 )を分配金額としてあります。</p>	<p>(2022年10月25日から2022年11月24日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 ( 13,636,151円 )、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額( 0円 )、投資信託約款に規定される収益調整金( 146,801,237円 )及び分配準備積立金( 14,642,551円 )より、分配対象額は175,079,939円( 1万口当たり66.06円 )であり、うち13,246,106円( 1万口当たり5円 )を分配金額としてあります。</p>
<p>(2022年5月24日から2022年6月23日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 ( 2,461,248円 )、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額( 0円 )、投資信託約款に規定される収益調整金( 167,185,876円 )及び分配準備積立金( 49,938,089円 )より、分配対象額は219,585,213円( 1万口当たり77.98円 )であり、うち14,076,726円( 1万口当たり5円 )を分配金額としてあります。</p>	<p>(2022年11月25日から2022年12月23日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 ( 2,608,145円 )、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額( 0円 )、投資信託約款に規定される収益調整金( 144,323,043円 )及び分配準備積立金( 14,772,852円 )より、分配対象額は161,704,040円( 1万口当たり62.08円 )であり、うち13,021,831円( 1万口当たり5円 )を分配金額としてあります。</p>
<p>(2022年6月24日から2022年7月25日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 ( 13,911,170円 )、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額( 0円 )、投資信託約款に規定される収益調整金( 154,058,328円 )及び分配準備積立金( 48,971,659円 )より、分配対象額は216,941,157円( 1万口当たり77.98円 )であり、うち13,906,839円( 1万口当たり5円 )を分配金額としてあります。</p>	<p>(2022年12月24日から2023年1月23日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 ( 5,099,705円 )、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額( 0円 )、投資信託約款に規定される収益調整金( 142,482,109円 )及び分配準備積立金( 4,301,551円 )より、分配対象額は151,883,365円( 1万口当たり59.06円 )であり、うち12,855,314円( 1万口当たり5円 )を分配金額としてあります。</p>
<p>(2022年7月26日から2022年8月23日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 ( 2,475,780円 )、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額( 0円 )、投資信託約款に規定される収益調整金( 152,000,926円 )及び分配準備積立金( 48,301,010円 )より、分配対象額は202,777,716円( 1万口当たり73.89円 )であり、うち13,719,598円( 1万口当たり5円 )を分配金額としてあります。</p>	<p>(2023年1月24日から2023年2月24日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 ( 2,814,814円 )、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額( 0円 )、投資信託約款に規定される収益調整金( 127,238,396円 )及び分配準備積立金( 9,223,645円 )より、分配対象額は139,276,855円( 1万口当たり55.17円 )であり、うち12,617,863円( 1万口当たり5円 )を分配金額としてあります。</p>

(2022年8月24日から2022年9月26日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,870,276円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(150,374,856円)及び分配準備積立金(36,633,585円)より、分配対象額は189,878,717円(1万口当たり69.94円)であり、うち13,570,601円(1万口当たり5円)を分配金額としてあります。	(2023年2月25日から2023年3月23日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (11,206,414円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(111,000,662円)及び分配準備積立金(11,652,211円)より、分配対象額は133,859,287円(1万口当たり54.76円)であり、うち12,218,495円(1万口当たり5円)を分配金額としてあります。
---	--

## (金融商品に関する注記)

## . 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2022年 3月24日 至 2022年 9月26日	当期 自 2022年 9月27日 至 2023年 3月23日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

## . 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [2022年 9月26日現在]	当期 [2023年 3月23日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。  (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。  (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品について は、短期間で決済され、時価 は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価として おります。	(1)有価証券 同左  (2)デリバティブ取引 同左  (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定において は一定の前提条件等を採用して いるため、異なる前提条件等によ った場合、当該価額が異なること もあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

前期(自 2022年3月24日 至 2022年9月26日)

## 売買目的有価証券

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	227,095,318円
合計	227,095,318円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当期(自 2022年9月27日 至 2023年3月23日)

## 売買目的有価証券

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	444,492,054円
合計	444,492,054円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

前期 [2022年 9月26日現在]	当期 [2023年 3月23日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.8920円 8,920円 )	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.8817円 8,817円 )

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド	18,142,801,178	21,546,390,678	
親投資信託受益証券 合計		18,142,801,178	21,546,390,678	
合計		18,142,801,178	21,546,390,678	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(ご参考)

当ファンドは、「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

[2022年 9月26日現在] [2023年 3月23日現在]

区分	注記番号	金額(円)	金額(円)
<b>資産の部</b>			
<b>流動資産</b>			
コール・ローン		6,155,260,177	11,799,959,421
国債証券		22,966,711,000	23,838,363,560
地方債証券		135,352,120,593	110,015,005,928
特殊債券		23,633,080,000	17,193,491,000
社債券		342,279,617,960	304,704,324,340
未収利息		886,837,101	782,639,380
前払費用		1,283,110	
<b>流動資産合計</b>		<b>531,274,909,941</b>	<b>468,333,783,629</b>
<b>資産合計</b>			
<b>負債の部</b>			
<b>流動負債</b>			
未払解約金		2,521,925,270	2,786,408,933

未払利息		11,700	6,223
流動負債合計		2,521,936,970	2,786,415,156
負債合計		2,521,936,970	2,786,415,156
純資産の部			
元本等			
元本	1	442,830,342,239	391,991,833,640
剰余金			
剰余金又は欠損金( )		85,922,630,732	73,555,534,833
元本等合計		528,752,972,971	465,547,368,473
純資産合計		528,752,972,971	465,547,368,473
負債純資産合計		531,274,909,941	468,333,783,629

(2) 注記表  
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022年 9月27日 至 2023年 3月23日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)等で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

自 2022年 3月24日 至 2022年 9月26日	自 2022年 9月27日 至 2023年 3月23日
本書における開示対象ファンドの当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	[2022年 9月26日現在]	[2023年 3月23日現在]
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	472,131,757,435円	442,830,342,239円
同期中における追加設定元本額	15,770,764,962円	8,565,435,937円
同期中における一部解約元本額	45,072,180,158円	59,403,944,536円
同期末における元本額	442,830,342,239円	391,991,833,640円
元本の内訳*		
東京海上・円建て投資適格債券ファンド(毎月決算型)	20,276,487,125円	18,142,801,178円
東京海上・円建て投資適格債券ファンド(年2回決算型)	3,944,707,571円	3,668,961,645円
東京海上・円資産バランスファンド(毎月決算型)	288,557,385,436円	252,716,907,590円
東京海上・円資産バランスファンド(年1回決算型)	129,887,950,192円	117,299,351,312円

T M A 債券バランスファンド <適格機関投資家限定>	163,811,915円	163,811,915円
計	442,830,342,239円	391,991,833,640円
2. 1 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	442,830,342,239口	391,991,833,640口

(注) \*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

#### (金融商品に関する注記)

##### . 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2022年 3月24日 至 2022年 9月26日	自 2022年 9月27日 至 2023年 3月23日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

##### . 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2022年 9月26日現在]	[2023年 3月23日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品について は、短期間で決済され、時価 は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価として おります。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定において は一定の前提条件等を採用して いるため、異なる前提条件等に よった場合、当該価額が異なる こともあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2022年3月24日 至 2022年9月26日 )

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	1,771,542,000円
地方債証券	7,742,515,526円
特殊債券	1,448,050,000円
社債券	10,618,360,990円
合計	21,580,468,516円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2021年9月25日から2022年9月26日まで)を指しております。

(自 2022年9月27日 至 2023年3月23日 )

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	229,090,040円
地方債証券	1,524,235,624円
特殊債券	191,277,000円
社債券	2,559,535,620円
合計	4,504,138,284円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2022年9月27日から2023年3月23日まで)を指しております。

(1口当たり情報に関する注記)

[2022年 9月26日現在]	[2023年 3月23日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1940円 (11,940円)

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	------	-----	----

国債証券	第22回利付国債(30年)	500,000,000	615,585,000
	第23回利付国債(30年)	500,000,000	616,150,000
	第24回利付国債(30年)	500,000,000	616,660,000
	第25回利付国債(30年)	500,000,000	604,455,000
	第26回利付国債(30年)	500,000,000	611,415,000
	第27回利付国債(30年)	500,000,000	618,830,000
	第28回利付国債(30年)	500,000,000	619,985,000
	第29回利付国債(30年)	500,000,000	613,235,000
	第30回利付国債(30年)	500,000,000	606,315,000
	第31回利付国債(30年)	500,000,000	598,505,000
	第32回利付国債(30年)	500,000,000	606,275,000
	第33回利付国債(30年)	500,000,000	582,245,000
	第34回利付国債(30年)	500,000,000	597,855,000
	第35回利付国債(30年)	500,000,000	581,205,000
	第36回利付国債(30年)	500,000,000	581,180,000
	第37回利付国債(30年)	500,000,000	572,475,000
	第38回利付国債(30年)	500,000,000	563,350,000
	第39回利付国債(30年)	500,000,000	572,375,000
	第156回利付国債(20年)	700,000,000	678,629,000
	第157回利付国債(20年)	700,000,000	658,784,000
	第158回利付国債(20年)	700,000,000	683,158,000
	第159回利付国債(20年)	700,000,000	690,354,000
	第160回利付国債(20年)	700,000,000	697,774,000
	第161回利付国債(20年)	700,000,000	686,483,000
	第162回利付国債(20年)	700,000,000	684,481,000
	第163回利付国債(20年)	700,000,000	682,437,000
	第164回利付国債(20年)	700,000,000	670,544,000
	第165回利付国債(20年)	700,000,000	668,290,000
	第166回利付国債(20年)	700,000,000	686,091,000
	第167回利付国債(20年)	700,000,000	663,215,000
	第168回利付国債(20年)	700,000,000	650,622,000
	第169回利付国債(20年)	700,000,000	637,322,000
	第170回利付国債(20年)	700,000,000	634,669,000
	第171回利付国債(20年)	700,000,000	631,988,000
	第172回利付国債(20年)	700,000,000	640,402,000
	第173回利付国債(20年)	700,000,000	637,763,000
	第27回利付国債(物価連動・10年)	1,000,000,000	1,077,262,560
国債証券	合計	22,600,000,000	23,838,363,560
地方債証券	第6回東京都公募公債(30年)	100,000,000	122,288,000
	第7回東京都公募公債(30年)	100,000,000	121,597,000
	第27回東京都公募公債(20年)	300,000,000	327,111,000
	第28回東京都公募公債(20年)	100,000,000	109,129,000

第30回東京都公募公債(20年)	400,000,000	433,956,000	
第31回東京都公募公債(20年)	400,000,000	421,788,000	
第32回東京都公募公債(20年)	600,000,000	635,844,000	
第34回東京都公募公債(20年)	500,000,000	485,030,000	
第35回東京都公募公債(20年)	700,000,000	657,363,000	
第37回東京都公募公債(20年)	800,000,000	719,864,000	
平成25年度第12回北海道公募公債(20年)	400,000,000	439,004,000	
平成26年度第4回北海道公募公債(20年)	200,000,000	218,048,000	
平成26年度第12回北海道公募公債(20年)	200,000,000	212,210,000	
平成27年度第4回北海道公募公債(20年)	600,000,000	639,498,000	
平成29年度第11回北海道公募公債(20年)	200,000,000	191,844,000	
平成30年度第4回北海道公募公債(20年)	600,000,000	566,886,000	
平成30年度第9回北海道公募公債(20年)	500,000,000	476,435,000	
令和元年度第4回北海道公募公債(20年)	700,000,000	626,766,000	
令和元年度第9回北海道公募公債(20年)	200,000,000	174,634,000	
第5回1号宮城県公募公債(20年)	412,500,000	397,006,500	
第5回2号宮城県公募公債(20年)	340,000,000	327,552,600	
第5回3号宮城県公募公債(20年)	340,000,000	325,726,800	
第22回神奈川県公募公債(20年)	200,000,000	220,398,000	
第23回神奈川県公募公債(20年)	100,000,000	111,409,000	
第25回神奈川県公募公債(20年)	400,000,000	437,092,000	
第26回神奈川県公募公債(20年)	600,000,000	648,996,000	
第27回神奈川県公募公債(20年)	600,000,000	643,536,000	
第28回神奈川県公募公債(20年)	300,000,000	306,408,000	
第29回神奈川県公募公債(20年)	600,000,000	635,574,000	

第33回神奈川県公募公債(20年)	500,000,000	485,625,000	
第34回神奈川県公募公債(20年)	100,000,000	96,830,000	
第36回神奈川県公募公債(20年)	100,000,000	95,797,000	
第37回神奈川県公募公債(20年)	200,000,000	187,950,000	
第40回神奈川県公募公債(20年)	800,000,000	702,776,000	
第42回神奈川県公募公債(20年)	500,000,000	447,910,000	
第11回大阪府公募公債(20年)	500,000,000	551,110,000	
第12回大阪府公募公債(20年)	540,000,000	581,774,400	
第14回大阪府公募公債(20年)	300,000,000	288,189,000	
第15回大阪府公募公債(20年)	600,000,000	587,760,000	
第17回大阪府公募公債(20年)	700,000,000	668,304,000	
平成26年度第5回京都府公募公債(20年)	600,000,000	647,448,000	
平成28年度第5回京都府公募公債(20年)	600,000,000	560,574,000	
平成29年度第5回京都府公募公債(20年)	100,000,000	96,319,000	
平成30年度第5回京都府公募公債(20年)	600,000,000	573,156,000	
令和元年度第5回京都府公募公債(20年)	400,000,000	350,484,000	
第16回兵庫県公募公債(20年)	100,000,000	108,602,000	
第19回兵庫県公募公債(20年)	100,000,000	109,108,000	
第20回兵庫県公募公債(20年)	200,000,000	217,254,000	
第21回兵庫県公募公債(20年)	300,000,000	326,292,000	
第22回兵庫県公募公債(20年)	500,000,000	535,730,000	
第24回兵庫県公募公債(20年)	200,000,000	210,462,000	
第30回兵庫県公募公債(20年)	300,000,000	289,983,000	
第32回兵庫県公募公債(20年)	400,000,000	386,284,000	
第35回兵庫県公募公債(20年)	600,000,000	568,512,000	

第37回兵庫県公募公債(20年)	500,000,000	460,920,000	
第38回兵庫県公募公債(20年)	300,000,000	270,021,000	
第2回静岡県公募公債(30年)	300,000,000	366,012,000	
第15回静岡県公募公債(20年)	450,000,000	487,242,000	
第18回静岡県公募公債(20年)	600,000,000	648,612,000	
第19回静岡県公募公債(20年)	300,000,000	316,350,000	
第22回静岡県公募公債(20年)	200,000,000	189,456,000	
第23回静岡県公募公債(20年)	100,000,000	96,477,000	
第24回静岡県公募公債(20年)	200,000,000	192,482,000	
第25回静岡県公募公債(20年)	600,000,000	563,850,000	
第26回静岡県公募公債(20年)	600,000,000	576,726,000	
第28回静岡県公募公債(20年)	700,000,000	623,707,000	
平成24年度第17回愛知県公募公債(20年)	400,000,000	443,676,000	
平成25年度第3回愛知県公募公債(20年)	200,000,000	217,494,000	
平成25年度第11回愛知県公募公債(20年)	100,000,000	111,209,000	
平成26年度第4回愛知県公募公債(20年)	100,000,000	108,905,000	
平成26年度第13回愛知県公募公債(20年)	600,000,000	641,508,000	
平成27年度第3回愛知県公募公債(20年)	700,000,000	727,636,000	
平成28年度第12回愛知県公募公債(20年)	300,000,000	283,524,000	
平成29年度第12回愛知県公募公債(20年)	400,000,000	382,552,000	
平成30年度第2回愛知県公募公債(20年)	100,000,000	94,338,000	
平成30年度第12回愛知県公募公債(20年)	300,000,000	288,048,000	
令和元年度第5回愛知県公募公債(20年)	400,000,000	356,356,000	
平成25年度第1回広島県公募公債(20年)	300,000,000	333,039,000	
平成26年度第1回広島県公募公債(20年)	600,000,000	644,226,000	
平成27年度第1回広島県公募公債(20年)	500,000,000	524,645,000	

平成 28 年度第 1 回広島県公募公債(20年)	200,000,000	188,744,000	
平成 29 年度第 2 回広島県公募公債(20年)	700,000,000	670,278,000	
平成 30 年度第 1 回広島県公募公債(20年)	700,000,000	662,403,000	
平成 30 年度第 2 回広島県公募公債(20年)	600,000,000	573,270,000	
平成 31 年度第 1 回広島県公募公債(20年)	700,000,000	639,709,000	
令和元年度第 2 回広島県公募公債(20年)	300,000,000	262,329,000	
令和 2 年度第 1 回広島県公募公債(20年)	800,000,000	705,728,000	
第 13 回埼玉県公募公債(20年)	600,000,000	657,744,000	
第 14 回埼玉県公募公債(20年)	600,000,000	653,622,000	
第 15 回埼玉県公募公債(20年)	400,000,000	418,220,000	
第 20 回埼玉県公募公債(20年)	300,000,000	289,689,000	
第 21 回埼玉県公募公債(20年)	500,000,000	479,325,000	
第 22 回埼玉県公募公債(20年)	600,000,000	567,756,000	
第 23 回埼玉県公募公債(20年)	300,000,000	284,346,000	
第 24 回埼玉県公募公債(20年)	100,000,000	91,455,000	
第 25 回埼玉県公募公債(20年)	450,000,000	399,577,500	
平成 30 年度第 2 回福岡県公募公債(15年)	600,000,000	592,914,000	
令和元年度第 1 回福岡県公募公債(15年)	600,000,000	570,540,000	
令和元年度第 2 回福岡県公募公債(15年)	400,000,000	378,964,000	
平成 25 年度第 1 回福岡県公募公債(20年)	300,000,000	328,872,000	
平成 25 年度第 2 回福岡県公募公債(20年)	100,000,000	111,287,000	
平成 26 年度第 1 回福岡県公募公債(20年)	250,000,000	272,162,500	
平成 26 年度第 2 回福岡県公募公債(20年)	300,000,000	323,466,000	
平成 26 年度第 4 回福岡県公募公債(20年)	200,000,000	211,052,000	
平成 27 年度第 1 回福岡県公募公債(20年)	500,000,000	529,545,000	

平成 28 年度第 4 回福岡県公募公債(20年)	600,000,000	589,932,000	
平成 29 年度第 1 回福岡県公募公債(20年)	100,000,000	96,553,000	
令和元年度第 1 回福岡県公募公債(20年)	600,000,000	537,138,000	
第 14 回千葉県公募公債(20年)	700,000,000	735,399,000	
第 15 回千葉県公募公債(20年)	100,000,000	109,558,000	
第 16 回千葉県公募公債(20年)	600,000,000	654,300,000	
第 17 回千葉県公募公債(20年)	600,000,000	644,436,000	
第 18 回千葉県公募公債(20年)	600,000,000	625,776,000	
第 23 回千葉県公募公債(20年)	300,000,000	288,294,000	
第 24 回千葉県公募公債(20年)	200,000,000	189,324,000	
第 25 回千葉県公募公債(20年)	700,000,000	672,224,000	
第 27 回千葉県公募公債(20年)	800,000,000	704,792,000	
平成 29 年度第 1 回新潟県公募公債	700,000,000	672,987,000	
平成 30 年度第 1 回新潟県公募公債	700,000,000	668,143,000	
令和元年度第 1 回新潟県公募公債	800,000,000	700,968,000	
令和 2 年度第 1 回新潟県公募公債	800,000,000	716,648,000	
令和 2 年度第 2 回長野県公募公債	200,000,000	196,106,000	
令和元年度第 2 回茨城県公募公債	485,300,000	468,804,653	
令和 2 年度第 2 回茨城県公募公債	300,000,000	294,228,000	
第 4 回群馬県公募公債(20年)	100,000,000	110,136,000	
第 5 回群馬県公募公債(20年)	600,000,000	652,212,000	
第 6 回群馬県公募公債(20年)	600,000,000	634,038,000	
第 9 回群馬県公募公債(20年)	400,000,000	377,444,000	
第 10 回群馬県公募公債(20年)	500,000,000	449,710,000	
第 11 回群馬県公募公債(20年)	400,000,000	358,356,000	
令和 2 年度第 1 回大分県公募公債	525,000,000	510,636,000	
平成 24 年度第 1 回堺市公募公債	600,000,000	652,818,000	
令和元年度第 2 回長崎県公募公債	388,236,000	374,247,856	
平成 28 年度第 2 回島根県公募公債(20年)	100,000,000	95,536,000	
平成 29 年度第 2 回島根県公募公債	700,000,000	669,067,000	
平成 30 年度第 2 回島根県公募公債	700,000,000	668,815,000	

令和元年度第2回島根県公募公債	400,000,000	349,772,000	
令和2年度第2回島根県公募公債	800,000,000	718,536,000	
令和元年度第1回栃木県公募公債	425,000,000	408,586,500	
第17回大阪市公募公債(20年)	200,000,000	218,826,000	
第18回大阪市公募公債(20年)	700,000,000	739,305,000	
第19回大阪市公募公債(20年)	600,000,000	625,488,000	
第24回大阪市公募公債(20年)	200,000,000	194,128,000	
第26回大阪市公募公債(20年)	500,000,000	480,780,000	
第27回大阪市公募公債(20年)	200,000,000	188,798,000	
第1回名古屋市公募公債(30年)	500,000,000	600,485,000	
第3回名古屋市公募公債(30年)	100,000,000	121,258,000	
第6回名古屋市公募公債(30年)	100,000,000	121,123,000	
第15回名古屋市公募公債(20年)	300,000,000	331,887,000	
第16回名古屋市公募公債(20年)	200,000,000	217,198,000	
第17回名古屋市公募公債(20年)	500,000,000	524,720,000	
第20回名古屋市公募公債(20年)	600,000,000	580,770,000	
第21回名古屋市公募公債(20年)	700,000,000	662,396,000	
第22回名古屋市公募公債(20年)	700,000,000	640,157,000	
第11回京都市公募公債(20年)	100,000,000	108,905,000	
第13回京都市公募公債(20年)	300,000,000	320,502,000	
第15回京都市公募公債(20年)	500,000,000	476,035,000	
第16回京都市公募公債(20年)	600,000,000	574,176,000	
第17回京都市公募公債(20年)	700,000,000	669,438,000	
第18回京都市公募公債(20年)	400,000,000	357,924,000	
平成25年度第12回神戸市公募公債(20年)	100,000,000	108,648,000	
平成26年度第3回神戸市公募公債(20年)	300,000,000	324,609,000	
平成28年度第9回神戸市公募公債(20年)	400,000,000	388,196,000	

平成 29 年度第 5 回神戸市公募公債(20年)	200,000,000	191,518,000	
平成 30 年度第 6 回神戸市公募公債(20年)	300,000,000	286,635,000	
令和元年度第 6 回神戸市公募公債(20年)	400,000,000	349,772,000	
第 1 回横浜市公募公債(30年)	500,000,000	603,235,000	
第 2 回横浜市公募公債(30年)	500,000,000	598,280,000	
第 4 回横浜市公募公債(30年)	210,000,000	254,862,300	
第 26 回横浜市公募公債(20年)	300,000,000	331,056,000	
第 27 回横浜市公募公債(20年)	300,000,000	328,872,000	
第 28 回横浜市公募公債(20年)	300,000,000	328,056,000	
第 29 回横浜市公募公債(20年)	200,000,000	217,438,000	
第 30 回横浜市公募公債(20年)	550,000,000	588,901,500	
第 31 回横浜市公募公債(20年)	300,000,000	314,301,000	
第 35 回横浜市公募公債(20年)	100,000,000	94,753,000	
第 40 回横浜市公募公債(20年)	700,000,000	662,627,000	
平成 24 年度第 11 回札幌市公募公債(20年)	100,000,000	110,847,000	
平成 25 年度第 1 回札幌市公募公債(20年)	200,000,000	221,488,000	
平成 25 年度第 10 回札幌市公募公債(20年)	300,000,000	326,088,000	
平成 26 年度第 1 回札幌市公募公債(20年)	500,000,000	543,390,000	
平成 26 年度第 10 回札幌市公募公債(20年)	400,000,000	423,232,000	
平成 29 年度第 5 回札幌市公募公債(20年)	600,000,000	574,554,000	
平成 30 年度第 8 回札幌市公募公債(20年)	700,000,000	663,460,000	
令和元年度第 4 回札幌市公募公債(20年)	260,550,000	250,888,806	
令和 2 年度第 5 回札幌市公募公債(20年)	700,000,000	626,612,000	
第 18 回川崎市公募公債(20年)	600,000,000	652,848,000	
第 20 回川崎市公募公債(20年)	200,000,000	208,554,000	
第 23 回川崎市公募公債(20年)	300,000,000	288,360,000	
第 24 回川崎市公募公債(20年)	100,000,000	97,416,000	

第27回川崎市公募公債(20年)	300,000,000	283,983,000	
第30回川崎市公募公債(20年)	600,000,000	527,082,000	
第33回川崎市公募公債(20年)	600,000,000	539,550,000	
第15回北九州市公募公債(20年)	100,000,000	109,925,000	
第16回北九州市公募公債(20年)	100,000,000	109,441,000	
第17回北九州市公募公債(20年)	600,000,000	651,564,000	
第18回北九州市公募公債(20年)	200,000,000	213,918,000	
第19回北九州市公募公債(20年)	600,000,000	636,402,000	
平成25年度第1回福岡市公募公債(20年)	100,000,000	111,477,000	
平成25年度第6回福岡市公募公債(20年)	400,000,000	434,228,000	
平成26年度第2回福岡市公募公債(20年)	600,000,000	649,806,000	
平成26年度第6回福岡市公募公債(20年)	200,000,000	213,826,000	
平成28年度第6回福岡市公募公債(20年)	700,000,000	661,115,000	
平成30年度第7回福岡市公募公債(20年)	700,000,000	672,210,000	
平成31年度第3回福岡市公募公債(20年)	600,000,000	548,298,000	
2019年度第5回福岡市公募公債(20年)	300,000,000	266,919,000	
2019年度第7回福岡市公募公債(20年)	500,000,000	441,785,000	
平成29年度第2回広島市公募公債	200,000,000	192,278,000	
平成29年度第4回広島市公募公債	600,000,000	575,274,000	
平成30年度第2回広島市公募公債	700,000,000	666,834,000	
平成30年度第4回広島市公募公債	700,000,000	672,098,000	
令和元年度第2回広島市公募公債	800,000,000	700,968,000	
令和元年度第4回広島市公募公債	400,000,000	357,900,000	
令和2年度第2回広島市公募公債	500,000,000	447,875,000	
平成29年度第1回仙台市公募公債	700,000,000	671,412,000	
平成30年度第2回仙台市公募公債	700,000,000	675,304,000	
令和元年度第1回仙台市公募公債	330,000,000	318,245,400	
令和元年度第2回仙台市公募公債	700,000,000	674,408,000	

平成 24 年度第 2 回福井県公募公債	100,000,000	109,321,000	
平成 25 年度第 1 回福井県公募公債	100,000,000	110,040,000	
平成 26 年度第 1 回福井県公募公債	100,000,000	108,210,000	
平成 27 年度第 1 回福井県公募公債	600,000,000	634,812,000	
平成 28 年度第 1 回福井県公募公債	700,000,000	641,095,000	
平成 29 年度第 1 回福井県公募公債	100,000,000	96,818,000	
平成 30 年度第 1 回福井県公募公債	500,000,000	469,235,000	
令和元年度第 1 回福井県公募公債	400,000,000	355,892,000	
令和 2 年度第 1 回福井県公募公債	538,461,600	522,146,213	
令和 2 年度第 3 回福井県公募公債	600,000,000	539,202,000	
令和元年度第 1 回徳島県公募公債	330,000,000	318,786,600	
令和 2 年度第 1 回徳島県公募公債	350,000,000	339,773,000	
令和元年度第 1 回岡山県公募公債	340,000,000	327,957,200	
第 5 回神奈川県住宅供給公社債券	600,000,000	569,670,000	
第 6 回神奈川県住宅供給公社債券	400,000,000	395,140,000	
第 7 回神奈川県住宅供給公社債券	300,000,000	273,447,000	
第 1 回川崎市土地開発公社債券	700,000,000	698,887,000	
第 2 回公営企業債券（30年）	100,000,000	116,829,000	
第 3 回公営企業債券（30年）	300,000,000	356,472,000	
第 8 回地方公共団体金融機構債券（30年）	200,000,000	239,014,000	
第 32 回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	109,202,000	
第 33 回地方公共団体金融機構債券（20年）	500,000,000	549,045,000	
第 35 回地方公共団体金融機構債券（20年）	300,000,000	327,672,000	
第 37 回地方公共団体金融機構債券（20年）	200,000,000	217,570,000	
第 40 回地方公共団体金融機構債券（20年）	600,000,000	642,144,000	
第 42 回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	102,835,000	
第 44 回地方公共団体金融機構債券（20年）	300,000,000	317,763,000	
第 46 回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	104,491,000	
第 51 回地方公共団体金融機構債券（20年）	400,000,000	377,056,000	
第 67 回地方公共団体金融機構債券（20年）	200,000,000	188,198,000	
第 77 回地方公共団体金融機構債券（20年）	500,000,000	434,395,000	

第79回地方公共団体金融機構債券(20年)	400,000,000	354,536,000	
第80回地方公共団体金融機構債券(20年)	500,000,000	443,235,000	
第83回地方公共団体金融機構債券(20年)	400,000,000	357,344,000	
第111回広島県・広島市折半保証 広島高速道路債券	300,000,000	293,121,000	
第10回大阪府住宅供給公社債券	300,000,000	300,813,000	
第12回大阪府住宅供給公社債券	500,000,000	498,460,000	
第134回愛知県・名古屋市折半 保証名古屋高速道路債券	500,000,000	497,890,000	
第135回愛知県・名古屋市折半 保証名古屋高速道路債券	400,000,000	391,076,000	
第151回愛知県・名古屋市折半 保証名古屋高速道路債券	400,000,000	349,488,000	
第121回福岡北九州高速道路債券	400,000,000	450,160,000	
第147回福岡北九州高速道路債券	500,000,000	497,540,000	
第148回福岡北九州高速道路債券	500,000,000	486,225,000	
第150回福岡北九州高速道路債券	600,000,000	580,662,000	
第24回東京都住宅供給公社債券	500,000,000	472,005,000	
第26回東京都住宅供給公社債券	600,000,000	572,754,000	
第29回東京都住宅供給公社債券	200,000,000	189,708,000	
第30回東京都住宅供給公社債券	155,000,000	153,322,900	
第32回東京都住宅供給公社債券	300,000,000	263,235,000	
第33回東京都住宅供給公社債券	255,000,000	246,263,700	
第36回東京都住宅供給公社債券	400,000,000	381,564,000	
第37回東京都住宅供給公社債券	200,000,000	189,806,000	
地方債証券 合計	111,225,047,600	110,015,005,928	
特殊債券	第61回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	125,030,000
	第233回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	535,880,000
	第235回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	530,565,000
	第237回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	515,975,000
	第239回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	527,105,000
	第242回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	530,085,000
	第245回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	626,436,000
	第246回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	316,470,000

第250回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	639,918,000	
第284回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	459,620,000	
第293回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	473,835,000	
第296回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	192,558,000	
第298回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	482,565,000	
第301回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	583,872,000	
第304回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	700,000,000	691,474,000	
第307回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	98,133,000	
第314回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	580,248,000	
第316回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	96,299,000	
第322回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	575,814,000	
第325回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	95,747,000	
第328回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	576,750,000	
第331回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	700,000,000	670,110,000	
第343回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	95,400,000	
第349回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	700,000,000	663,929,000	
第352回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	94,819,000	
第358回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	700,000,000	669,886,000	
第361回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	477,990,000	
第364回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	700,000,000	674,765,000	
第367回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	96,121,000	
第370回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	700,000,000	664,552,000	
第373回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	700,000,000	655,529,000	
第376回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	700,000,000	648,480,000	
第379回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	700,000,000	644,287,000	

第21回政府保証民間都市開発債券	300,000,000	285,546,000	
第22回政府保証民間都市開発債券	1,000,000,000	879,210,000	
第23回政府保証民間都市開発債券	800,000,000	718,488,000	
特殊債券 合計	17,700,000,000	17,193,491,000	
社債券 第14回新関西国際空港株式会社社債	600,000,000	628,416,000	
第16回新関西国際空港株式会社社債	300,000,000	310,569,000	
第18回新関西国際空港株式会社社債	500,000,000	469,800,000	
第23回新関西国際空港株式会社社債	700,000,000	631,253,000	
第97回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	700,000,000	654,206,000	
第108回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	700,000,000	637,336,000	
第113回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	400,000,000	351,504,000	
第125回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	700,000,000	619,864,000	
第130回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	500,000,000	448,680,000	
第135回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	500,000,000	472,780,000	
第147回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	200,000,000	175,724,000	
第34回日本政策投資銀行債券	200,000,000	244,380,000	
第2回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	121,431,000	
第4回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	240,656,000	
第43回日本高速道路保有・債務返済機構債券(指定金融機関等限)	700,000,000	648,298,000	
第124回日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	543,950,000	
第150回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,048,000	
第191回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	191,660,000	
第194回日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	477,800,000	
第210回日本高速道路保有・債務返済機構債券	700,000,000	666,099,000	
第21回道路債券	100,000,000	119,421,000	
第28回道路債券	500,000,000	605,185,000	
第33回道路債券	100,000,000	122,647,000	
第43回道路債券	200,000,000	241,100,000	

第124回都市再生債券	300,000,000	277,911,000	
第128回都市再生債券	500,000,000	468,755,000	
第131回都市再生債券	500,000,000	474,315,000	
第133回都市再生債券	200,000,000	196,360,000	
第141回都市再生債券	100,000,000	95,323,000	
第145回都市再生債券	300,000,000	282,759,000	
第150回都市再生債券	500,000,000	477,840,000	
第156回都市再生債券	400,000,000	357,328,000	
第157回都市再生債券	400,000,000	347,144,000	
第160回都市再生債券	600,000,000	530,316,000	
第167回都市再生債券	300,000,000	265,044,000	
第6回中部国際空港株式会社社債	500,000,000	493,255,000	
第125回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	110,251,000	
第127回一般担保住宅金融支援機構債券	300,000,000	332,364,000	
第130回一般担保住宅金融支援機構債券	200,000,000	217,212,000	
第159回一般担保住宅金融支援機構債券	300,000,000	311,511,000	
第166回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	104,818,000	
第220回一般担保住宅金融支援機構債券	200,000,000	190,854,000	
第239回一般担保住宅金融支援機構債券	300,000,000	291,396,000	
第255回一般担保住宅金融支援機構債券	200,000,000	185,868,000	
第257回一般担保住宅金融支援機構債券	300,000,000	289,503,000	
第279回一般担保住宅金融支援機構債券	800,000,000	758,432,000	
第283回一般担保住宅金融支援機構債券	400,000,000	377,200,000	
第308回一般担保住宅金融支援機構債券	400,000,000	375,020,000	
第315回一般担保住宅金融支援機構債券	500,000,000	469,950,000	
第21回成田国際空港株式会社社債	500,000,000	462,845,000	
第23回成田国際空港株式会社社債	700,000,000	667,142,000	
第25回成田国際空港株式会社社債	300,000,000	281,730,000	
第27回成田国際空港株式会社社債	600,000,000	560,472,000	
第30回成田国際空港株式会社社債	700,000,000	658,756,000	
第35回成田国際空港株式会社社債	100,000,000	85,452,000	

第36回成田国際空港株式会社社債	400,000,000	392,632,000	
第37回成田国際空港株式会社社債	300,000,000	261,363,000	
第39回成田国際空港株式会社社債	600,000,000	561,078,000	
第40回成田国際空港株式会社社債	500,000,000	453,260,000	
第41回成田国際空港株式会社社債	600,000,000	529,446,000	
第19回国際協力機構債券	100,000,000	109,648,000	
第21回国際協力機構債券	100,000,000	110,117,000	
第25回国際協力機構債券	600,000,000	651,684,000	
第27回国際協力機構債券	400,000,000	431,272,000	
第33回国際協力機構債券	100,000,000	103,573,000	
第36回国際協力機構債券	100,000,000	93,110,000	
第39回国際協力機構債券	400,000,000	391,588,000	
第43回国際協力機構債券	700,000,000	667,569,000	
第45回国際協力機構債券	600,000,000	563,544,000	
第49回国際協力機構債券	300,000,000	267,387,000	
第54回国際協力機構債券	600,000,000	535,692,000	
第56回国際協力機構債券	700,000,000	624,197,000	
第58回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	600,000,000	664,968,000	
第63回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	400,000,000	435,636,000	
第69回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	500,000,000	538,190,000	
第75回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	200,000,000	208,702,000	
第81回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	200,000,000	209,630,000	
第99回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	500,000,000	488,860,000	
第102回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	500,000,000	487,595,000	
第106回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	500,000,000	477,950,000	
第113回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	200,000,000	190,636,000	
第115回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	97,028,000	
第118回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	400,000,000	380,260,000	
第121回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	500,000,000	489,885,000	
第127回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	600,000,000	572,748,000	
第3回INPEX株式会社無担保社債	600,000,000	578,748,000	

第22回株式会社大林組無担保社債	600,000,000	597,666,000	
第23回清水建設株式会社無担保社債	800,000,000	801,152,000	
第24回清水建設株式会社無担保社債	200,000,000	199,320,000	
第25回清水建設株式会社無担保社債	200,000,000	196,864,000	
第11回株式会社長谷工コーポレーション無担保社債	700,000,000	700,623,000	
第12回株式会社長谷工コーポレーション無担保社債	600,000,000	592,068,000	
第14回株式会社長谷工コーポレーション無担保社債	500,000,000	492,855,000	
第44回鹿島建設株式会社無担保社債	300,000,000	300,033,000	
第8回西松建設株式会社無担保社債	800,000,000	799,184,000	
第10回西松建設株式会社無担保社債	500,000,000	500,160,000	
第26回前田建設工業株式会社無担保社債	300,000,000	299,478,000	
第3回住友林業株式会社無担保社債	600,000,000	600,636,000	
第5回住友林業株式会社無担保社債	400,000,000	397,316,000	
第8回住友林業株式会社無担保社債	500,000,000	495,900,000	
第9回住友林業株式会社無担保社債	700,000,000	687,729,000	
第13回大和ハウス工業株式会社無担保社債	100,000,000	99,775,000	
第21回積水ハウス株式会社無担保社債	800,000,000	798,776,000	
第4回協和エクシオ株式会社無担保社債	500,000,000	498,945,000	
第5回協和エクシオ株式会社無担保社債	200,000,000	198,510,000	
第1回高砂熱学工業株式会社無担保社債	200,000,000	200,256,000	
第1回株式会社日清製粉グループ本社無担保社債	600,000,000	589,302,000	
第13回森永乳業株式会社無担保社債	500,000,000	504,155,000	
第15回森永乳業株式会社無担保社債	700,000,000	698,824,000	
第16回森永乳業株式会社無担保社債	200,000,000	198,796,000	
第17回森永乳業株式会社無担保社債	400,000,000	391,504,000	

第7回明治ホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	300,405,000	
第1回雪印メグミルク株式会社無担保社債	800,000,000	794,984,000	
第12回日本ハム株式会社無担保社債	600,000,000	596,640,000	
第33回サッポロホールディングス株式会社無担保社債	600,000,000	595,182,000	
第34回サッポロホールディングス株式会社無担保社債	500,000,000	487,465,000	
第12回アサヒグループホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	699,727,000	
第13回キリンホールディングス株式会社無担保社債	800,000,000	784,464,000	
第17回キリンホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	98,173,000	
第16回宝ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	199,882,000	
第6回サントリーホールディングス株式会社無担保社債	800,000,000	799,192,000	
第10回サントリーホールディングス株式会社無担保社債	800,000,000	781,288,000	
第3回コカ・コーラボトラーズジャパンホールディングス社債	600,000,000	588,498,000	
第12回日清オイリオグループ株式会社無担保社債	300,000,000	298,155,000	
第2回株式会社J・オイルミルズ無担保社債	600,000,000	598,782,000	
第35回双日株式会社無担保社債	300,000,000	299,874,000	
第25回味の素株式会社無担保社債	700,000,000	701,225,000	
第3回キューピー株式会社無担保社債	700,000,000	699,839,000	
第25回株式会社ニチレイ無担保社債	300,000,000	298,305,000	
第8回ヒューリック株式会社無担保社債	700,000,000	697,711,000	
第6回J・フロントリテイリング株式会社無担保社債	700,000,000	697,333,000	
第43回東洋紡株式会社無担保社債	400,000,000	395,272,000	
第4回トヨタ紡織株式会社無担保社債	300,000,000	300,087,000	
第5回トヨタ紡織株式会社無担保社債	300,000,000	299,019,000	
第14回森ビル株式会社無担保社債	300,000,000	302,637,000	
第21回森ビル株式会社無担保社債	600,000,000	600,114,000	
第13回東急不動産ホールディングス株式会社無担保社債	500,000,000	498,735,000	

第30回東レ株式会社無担保社債	700,000,000	700,147,000	
第31回東レ株式会社無担保社債	600,000,000	600,900,000	
第33回東レ株式会社無担保社債	400,000,000	398,340,000	
第8回株式会社クラレ無担保社債	600,000,000	595,422,000	
第11回旭化成株式会社無担保社債	500,000,000	499,635,000	
第12回旭化成株式会社無担保社債	500,000,000	491,400,000	
第15回旭化成株式会社無担保社債	500,000,000	489,425,000	
第34回王子製紙株式会社無担保社債	200,000,000	199,774,000	
第35回王子製紙株式会社無担保社債	300,000,000	299,541,000	
第40回王子ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	687,974,000	
第27回北越コーポレーション株式会社無担保社債	600,000,000	600,258,000	
第25回レンゴー株式会社無担保社債	200,000,000	198,916,000	
第27回レンゴー株式会社無担保社債	800,000,000	788,008,000	
第56回住友化学株式会社無担保社債	700,000,000	697,571,000	
第59回住友化学株式会社無担保社債	100,000,000	99,144,000	
第61回住友化学株式会社無担保社債	400,000,000	396,316,000	
第22回デンカ株式会社無担保社債	500,000,000	496,530,000	
第3回エア・ウォーター株式会社無担保社債	400,000,000	397,232,000	
第4回エア・ウォーター株式会社無担保社債	600,000,000	596,418,000	
第6回エア・ウォーター株式会社無担保社債	400,000,000	392,304,000	
第8回株式会社力ネ力無担保社債	200,000,000	195,316,000	
第23回三菱瓦斯化学株式会社無担保社債	400,000,000	391,324,000	
第45回三井化学株式会社無担保社債	300,000,000	300,264,000	
第46回三井化学株式会社無担保社債	100,000,000	99,748,000	
第50回三井化学株式会社無担保社債	500,000,000	490,600,000	
第26回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	600,000,000	597,240,000	
第33回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	1,000,000,000	979,630,000	
第17回ダイセル化学工業株式会社無担保社債	200,000,000	196,996,000	

第6回積水化学工業株式会社無担保社債	700,000,000	700,966,000	
第7回積水化学工業株式会社無担保社債	500,000,000	491,475,000	
第4回日本化薬株式会社無担保社債	400,000,000	398,280,000	
第3回株式会社野村総合研究所無担保社債	600,000,000	599,046,000	
第4回株式会社野村総合研究所無担保社債	600,000,000	597,546,000	
第6回株式会社野村総合研究所無担保社債	500,000,000	492,225,000	
第3回株式会社電通無担保社債	700,000,000	699,097,000	
第16回武田薬品工業株式会社無担保社債	1,000,000,000	959,290,000	
第1回株式会社ツムラ無担保社債	500,000,000	500,060,000	
第2回株式会社ツムラ無担保社債	600,000,000	596,682,000	
第7回テルモ株式会社無担保社債	200,000,000	200,108,000	
第9回テルモ株式会社無担保社債	1,000,000,000	996,590,000	
第3回みらかホールディングス株式会社無担保社債	400,000,000	398,776,000	
第3回大塚ホールディングス株式会社無担保社債	1,000,000,000	993,800,000	
第37回D I C株式会社無担保社債	100,000,000	101,717,000	
第15回株式会社オリエンタルランド無担保社債	700,000,000	693,539,000	
第7回富士フィルムホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	299,184,000	
第13回富士フィルムホールディングス株式会社無担保社債	500,000,000	499,570,000	
第9回出光興産株式会社無担保社債	400,000,000	397,916,000	
第9回J Xホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	100,779,000	
第13回J Xホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	699,615,000	
第2回J X T Gホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	698,523,000	
第4回E N E O Sホールディングス株式会社無担保社債	400,000,000	390,720,000	
第16回横浜ゴム株式会社無担保社債	800,000,000	779,816,000	
第11回株式会社ブリヂストン無担保社債	800,000,000	798,568,000	
第13回株式会社ブリヂストン無担保社債	200,000,000	200,046,000	
第14回株式会社ブリヂストン無担保社債	1,000,000,000	994,860,000	
第15回旭硝子株式会社無担保社債	600,000,000	600,000,000	

第9回日本特殊陶業株式会社無担保社債	800,000,000	793,360,000	
第10回日本特殊陶業株式会社無担保社債	400,000,000	399,508,000	
第11回日本特殊陶業株式会社無担保社債	500,000,000	491,060,000	
第1回新日鐵住金株式会社無担保社債	400,000,000	399,984,000	
第3回新日鐵住金株式会社無担保社債	500,000,000	500,785,000	
第4回新日鐵住金株式会社無担保社債	100,000,000	100,002,000	
第5回新日鐵住金株式会社無担保社債	400,000,000	400,812,000	
第3回日本製鉄株式会社無担保社債	700,000,000	690,564,000	
第22回ジェイエフイーホールディングス株式会社無担保社債	600,000,000	604,956,000	
第28回ジェイエフイーホールディングス株式会社無担保社債	500,000,000	499,890,000	
第29回ジェイエフイーホールディングス株式会社無担保社債	600,000,000	594,906,000	
第32回住友金属鉱山株式会社無担保社債	800,000,000	783,624,000	
第26回住友電気工業株式会社無担保社債	700,000,000	697,557,000	
第13回三和ホールディングス株式会社無担保社債	600,000,000	598,668,000	
第14回三和ホールディングス株式会社無担保社債	600,000,000	587,796,000	
第29回株式会社豊田自動織機無担保社債	500,000,000	498,305,000	
第5回住友重機械工業株式会社無担保社債	500,000,000	499,640,000	
第6回住友重機械工業株式会社無担保社債	400,000,000	393,512,000	
第15回株式会社クボタ無担保社債	600,000,000	587,238,000	
第22回ダイキン工業株式会社無担保社債	100,000,000	99,752,000	
第23回ダイキン工業株式会社無担保社債	600,000,000	596,712,000	
第24回ダイキン工業株式会社無担保社債	600,000,000	587,958,000	
第27回ダイキン工業株式会社無担保社債	300,000,000	292,059,000	
第6回株式会社タダノ無担保社債	800,000,000	791,672,000	
第1回グローリー株式会社無担保社債	500,000,000	499,285,000	
第47回日本精工株式会社無担保社債	300,000,000	298,359,000	

第51回日本精工株式会社無担保社債	300,000,000	298,302,000	
第7回株式会社ジェイテクト無担保社債	400,000,000	396,832,000	
第9回株式会社ジェイテクト無担保社債	500,000,000	490,630,000	
第30回富士電機株式会社無担保社債	100,000,000	99,594,000	
第8回日本電産株式会社無担保社債	800,000,000	799,216,000	
第15回セイコーホームズ株式会社無担保社債	300,000,000	300,093,000	
第17回セイコーホームズ株式会社無担保社債	700,000,000	696,969,000	
第22回セイコーホームズ株式会社無担保社債	800,000,000	785,792,000	
第17回パナソニック株式会社無担保社債	400,000,000	401,572,000	
第19回パナソニック株式会社無担保社債	600,000,000	588,804,000	
第33回ソニー株式会社無担保社債	300,000,000	301,242,000	
第35回ソニー株式会社無担保社債	400,000,000	398,044,000	
第36回ソニー株式会社無担保社債	700,000,000	688,947,000	
第6回TDK株式会社無担保社債	200,000,000	198,516,000	
第7回TDK株式会社無担保社債	800,000,000	784,904,000	
第5回株式会社堀場製作所無担保社債	700,000,000	693,707,000	
第6回株式会社堀場製作所無担保社債	600,000,000	585,966,000	
第15回株式会社デンソー無担保社債	1,000,000,000	997,910,000	
第5回スタンレー電気株式会社無担保社債	500,000,000	499,680,000	
第3回株式会社村田製作所無担保社債	800,000,000	798,376,000	
第1回東海理化電機製作所無担保社債	300,000,000	298,152,000	
第43回株式会社IHI無担保社債	400,000,000	399,168,000	
第4回昭和リース株式会社無担保社債	800,000,000	796,376,000	
第5回コンコルディア・フィナンシャルグループ(劣後)	500,000,000	496,225,000	
第7回コンコルディア・フィナンシャルグループ(劣後)	500,000,000	495,165,000	
第16回アイシン精機株式会社無担保社債	600,000,000	597,270,000	

第13回本田技研工業株式会社無担保社債	800,000,000	798,712,000	
第14回本田技研工業株式会社無担保社債	800,000,000	792,536,000	
第4回豊田合成株式会社無担保社債	400,000,000	399,820,000	
第1回明治安田生命2018基金特定目的会社特定社債	700,000,000	699,972,000	
第1回日本生命2019基金流動化株式会社無担保社債（劣後）	800,000,000	799,520,000	
第1回明治安田生命2019基金特定目的会社特定社債	800,000,000	798,816,000	
第1回日本生命2021基金流動化株式会社無担保社債（劣後）	400,000,000	398,256,000	
第3回株式会社トプコン無担保社債	500,000,000	499,090,000	
第4回大日本印刷株式会社無担保社債	800,000,000	791,320,000	
第4回株式会社ニフコ無担保社債	500,000,000	499,605,000	
第5回株式会社ニフコ無担保社債	500,000,000	496,670,000	
第6回株式会社ニフコ無担保社債	700,000,000	686,847,000	
第102回丸紅株式会社無担保社債	300,000,000	302,211,000	
第7回長瀬産業株式会社無担保社債	600,000,000	588,324,000	
第8回長瀬産業株式会社無担保社債	400,000,000	388,304,000	
第19回豊田通商株式会社無担保社債	100,000,000	102,197,000	
第63回三井物産株式会社無担保社債	200,000,000	216,310,000	
第73回三井物産株式会社無担保社債	800,000,000	789,744,000	
第75回三井物産株式会社無担保社債	700,000,000	686,154,000	
第36回株式会社丸井グループ無担保社債	300,000,000	297,624,000	
第6回株式会社新生銀行無担保社債	700,000,000	699,300,000	
第21回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（劣後）	700,000,000	694,988,000	
第1回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（劣後）	100,000,000	100,602,000	
第2回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（劣後）	700,000,000	687,645,000	
第3回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（劣後）	600,000,000	563,082,000	
第7回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（劣後）	200,000,000	205,992,000	
第7回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	700,000,000	670,803,000	

第20回株式会社りそなホールディングス無担保社債	500,000,000	499,290,000	
第1回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債（劣後）	200,000,000	200,600,000	
第3回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債（劣後）	430,000,000	429,161,500	
第6回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債（劣後）	800,000,000	791,560,000	
第15回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債（劣後）	600,000,000	595,668,000	
第16回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債（劣後）	1,000,000,000	982,940,000	
第4回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債（劣後）	725,000,000	719,598,750	
第8回株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債	600,000,000	653,028,000	
第88回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債	200,000,000	215,950,000	
第23回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債（劣後特約付）	600,000,000	677,700,000	
第24回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債（劣後特約付）	400,000,000	438,228,000	
第26回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債（劣後特約付）	200,000,000	207,010,000	
第29回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	104,329,000	
第33回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	104,943,000	
第1回株式会社三井住友フィナンシャルグループ（劣後）	400,000,000	401,580,000	
第4回株式会社三井住友フィナンシャルグループ（劣後）	800,000,000	817,832,000	
第7回株式会社三井住友フィナンシャルグループ（劣後）	480,000,000	483,148,800	
第9回株式会社三井住友フィナンシャルグループ（劣後）	240,000,000	238,159,200	
第13回株式会社三井住友フィナンシャルグループ（劣後）	130,000,000	129,178,400	
第14回株式会社三井住友フィナンシャルグループ（劣後）	710,000,000	700,060,000	
第9回株式会社りそな銀行無担保社債（劣後特約付）	500,000,000	529,785,000	
第12回株式会社りそな銀行無担保社債（劣後特約付）	800,000,000	850,664,000	
第1回株式会社千葉銀行無担保社債（劣後特約付）	600,000,000	600,444,000	
第4回株式会社群馬銀行無担保社債（劣後）	800,000,000	796,552,000	
第5回株式会社群馬銀行無担保社債（劣後）	800,000,000	793,440,000	

第6回株式会社群馬銀行無担保社債(劣後)	800,000,000	788,664,000	
第7回株式会社群馬銀行無担保社債(劣後)	300,000,000	297,930,000	
第8回三菱UFJ信託銀行株式会社無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	103,393,000	
第6回住友信託銀行株式会社無担保社債(劣後特約付)	600,000,000	637,482,000	
第8回住友信託銀行株式会社無担保社債(劣後特約付)	400,000,000	426,528,000	
第13回住友信託銀行株式会社無担保社債(劣後特約付)	300,000,000	315,330,000	
第21回三井住友信託銀行株式会社無担保社債	700,000,000	693,357,000	
第11回株式会社セブン銀行無担保社債	500,000,000	503,155,000	
第12回株式会社セブン銀行無担保社債	500,000,000	498,590,000	
第9回株式会社みずほフィナンシャルグループ無担保社債(劣後)	600,000,000	595,416,000	
第10回みずほフィナンシャルグループ無担保社債(劣後特約付)	500,000,000	496,555,000	
第12回みずほフィナンシャルグループ無担保社債(劣後)	300,000,000	296,877,000	
第19回株式会社みずほフィナンシャルグループ無担保社債(劣後)	300,000,000	290,142,000	
第21回みずほフィナンシャルグループ無担保社債(劣後)	800,000,000	787,920,000	
第22回みずほフィナンシャルグループ無担保社債(劣後)	800,000,000	795,352,000	
第23回株式会社みずほフィナンシャルグループ無担保社債(劣後)	500,000,000	491,765,000	
第25回株式会社三井住友銀行無担保社債(劣後特約付)	500,000,000	524,600,000	
第28回株式会社三井住友銀行無担保社債(劣後特約付)	600,000,000	632,010,000	
第5回株式会社みずほ銀行無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	104,946,000	
第7回株式会社みずほ銀行無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	214,840,000	
第9回株式会社みずほ銀行無担保社債(劣後特約付)	500,000,000	533,475,000	
第15回株式会社みずほ銀行無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	225,228,000	
第18回株式会社みずほ銀行無担保社債(劣後特約付)	400,000,000	418,580,000	
第23回芙蓉総合リース株式会社無担保社債	500,000,000	495,795,000	
第3回NTTファイナンス株式会社無担保社債	600,000,000	595,092,000	

第5回NTTファイナンス株式会社無担保社債	600,000,000	592,872,000	
第57回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	500,000,000	498,845,000	
第27回SBIホールディングス株式会社無担保社債	800,000,000	798,920,000	
第11回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債	800,000,000	797,672,000	
第8回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債	200,000,000	199,692,000	
第9回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債	700,000,000	694,946,000	
第32回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債	800,000,000	762,040,000	
第55回日立キャピタル株式会社無担保社債	300,000,000	305,538,000	
第5回株式会社アプラスファイナンシャル無担保社債	600,000,000	599,538,000	
第6回株式会社アプラスファイナンシャル無担保社債	600,000,000	596,274,000	
第171回オリックス株式会社無担保社債	20,000,000	20,021,400	
第12回三井住友ファイナンス＆リース株式会社無担保社債	400,000,000	402,744,000	
第16回三井住友ファイナンス＆リース株式会社無担保社債	200,000,000	200,048,000	
第17回三井住友ファイナンス＆リース株式会社無担保社債	300,000,000	298,380,000	
第20回三井住友ファイナンス＆リース株式会社無担保社債	600,000,000	592,290,000	
第59回三菱UFJリース株式会社無担保社債	200,000,000	197,118,000	
第61回三菱UFJリース株式会社無担保社債	200,000,000	196,542,000	
第3回三菱HCキャピタル株式会社無担保社債	600,000,000	570,360,000	
第5回三菱HCキャピタル株式会社無担保社債	200,000,000	195,714,000	
第51回野村ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	199,810,000	
第5回野村ホールディングス無担保社債	800,000,000	799,344,000	
第6回三井住友海上火災保険株式会社無担保社債	400,000,000	399,924,000	
第7回三井住友海上火災保険株式会社無担保社債	400,000,000	397,904,000	
第2回損害保険ジャパン株式会社無担保社債	300,000,000	301,542,000	
第42回三井不動産株式会社無担保社債	100,000,000	112,048,000	

第48回三井不動産株式会社無担保社債	100,000,000	111,144,000	
第67回三井不動産株式会社無担保社債	300,000,000	298,023,000	
第71回三井不動産株式会社無担保社債	600,000,000	587,388,000	
第65回三菱地所株式会社無担保社債	200,000,000	221,172,000	
第83回三菱地所株式会社無担保社債	200,000,000	217,792,000	
第86回三菱地所株式会社無担保社債	300,000,000	327,831,000	
第93回三菱地所株式会社無担保社債	200,000,000	222,172,000	
第113回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	101,590,000	
第118回三菱地所株式会社無担保社債	300,000,000	299,607,000	
第120回三菱地所株式会社無担保社債	300,000,000	298,566,000	
第130回三菱地所株式会社無担保社債	700,000,000	689,794,000	
第98回住友不動産株式会社無担保社債	500,000,000	504,275,000	
第108回住友不動産株式会社無担保社債	500,000,000	500,110,000	
第8回NTTファイナンス株式会社無担保社債	300,000,000	333,846,000	
第11回NTTファイナンス株式会社無担保社債	200,000,000	209,386,000	
第13回NTTファイナンス株式会社無担保社債	200,000,000	208,318,000	
第105回東武鉄道株式会社無担保社債	600,000,000	612,720,000	
第111回東武鉄道株式会社無担保社債	600,000,000	583,170,000	
第112回東武鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	466,975,000	
第116回東武鉄道株式会社無担保社債	900,000,000	829,818,000	
第119回東武鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	454,250,000	
第121回東武鉄道株式会社無担保社債	800,000,000	700,480,000	
第123回東武鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	620,130,000	
第35回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	600,000,000	590,754,000	
第36回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	683,641,000	

第37回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	670,670,000	
第38回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	400,000,000	387,860,000	
第39回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	198,064,000	
第40回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	660,688,000	
第41回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	613,312,000	
第42回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	690,032,000	
第1回東急株式会社無担保社債	800,000,000	690,432,000	
第4回東急株式会社無担保社債	600,000,000	531,618,000	
第76回東京急行電鉄株式会社無担保社債	500,000,000	524,070,000	
第78回東京急行電鉄株式会社無担保社債	400,000,000	420,528,000	
第79回東京急行電鉄株式会社無担保社債	200,000,000	201,308,000	
第80回東京急行電鉄株式会社無担保社債	200,000,000	207,892,000	
第82回東京急行電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	615,834,000	
第83回東京急行電鉄株式会社無担保社債	200,000,000	195,054,000	
第84回東京急行電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	94,028,000	
第85回東京急行電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	568,086,000	
第88回東京急行電鉄株式会社無担保社債	700,000,000	643,601,000	
第38回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	623,010,000	
第39回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	500,000,000	518,125,000	
第40回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	300,000,000	283,218,000	
第41回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	700,000,000	651,217,000	
第42回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	700,000,000	648,312,000	
第43回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	1,000,000,000	904,390,000	
第44回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	521,340,000	
第45回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	530,082,000	
第68回小田急電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	617,232,000	

第72回小田急電鉄株式会社無担保社債	500,000,000	466,560,000	
第74回小田急電鉄株式会社無担保社債	700,000,000	656,432,000	
第77回小田急電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	557,700,000	
第80回小田急電鉄株式会社無担保社債	800,000,000	740,472,000	
第81回小田急電鉄株式会社無担保社債	700,000,000	691,719,000	
第83回小田急電鉄株式会社無担保社債	400,000,000	391,140,000	
第84回小田急電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	532,338,000	
第88回小田急電鉄株式会社無担保社債	800,000,000	714,032,000	
第26回京王電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	108,771,000	
第35回京王電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	98,254,000	
第36回京王電鉄株式会社無担保社債	500,000,000	497,160,000	
第37回京王電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	560,292,000	
第38回京王電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	99,202,000	
第39回京王電鉄株式会社無担保社債	500,000,000	464,155,000	
第40回京王電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	583,980,000	
第42回京王電鉄株式会社無担保社債	400,000,000	356,360,000	
第50回京成電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	581,520,000	
第52回京成電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	556,512,000	
第53回京成電鉄株式会社無担保社債	1,000,000,000	914,880,000	
第54回京成電鉄株式会社無担保社債	400,000,000	355,056,000	
第57回京成電鉄株式会社無担保社債	400,000,000	351,764,000	
第28回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	116,228,000	
第45回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	107,496,000	
第47回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	107,497,000	
第49回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	500,000,000	538,270,000	

第51回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	200,000,000	217,780,000	
第55回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	109,883,000	
第57回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	300,000,000	331,866,000	
第65回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	300,000,000	331,635,000	
第67回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	300,000,000	334,893,000	
第71回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	400,000,000	437,804,000	
第73回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	111,040,000	
第83回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	200,000,000	209,722,000	
第86回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	300,000,000	322,692,000	
第91回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	300,000,000	324,360,000	
第103回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	400,000,000	424,604,000	
第106回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	100,136,000	
第120回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	500,000,000	472,830,000	
第124回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	300,000,000	283,536,000	
第127回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	700,000,000	653,331,000	
第143回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	800,000,000	695,872,000	
第15回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	217,266,000	
第17回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	109,686,000	
第21回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	300,000,000	330,687,000	
第23回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	220,914,000	
第26回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	223,342,000	
第28回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	800,000,000	886,024,000	
第36回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	213,494,000	
第38回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	414,556,000	
第40回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	409,116,000	

第41回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	194,248,000	
第44回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	497,310,000	
第45回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	656,747,000	
第61回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	800,000,000	708,584,000	
第32回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	300,000,000	325,398,000	
第34回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	300,000,000	326,457,000	
第37回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	200,000,000	219,410,000	
第41回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	800,000,000	876,536,000	
第42回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	200,000,000	221,338,000	
第46回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	110,512,000	
第51回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	300,000,000	334,140,000	
第58回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	200,000,000	220,370,000	
第63回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	200,000,000	214,796,000	
第65回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	500,000,000	546,380,000	
第69回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	600,000,000	636,276,000	
第70回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	103,481,000	
第72回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	700,000,000	730,443,000	
第73回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	700,000,000	702,660,000	
第75回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	102,233,000	
第76回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	103,305,000	
第77回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	102,166,000	
第78回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	200,000,000	199,062,000	
第79回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	500,000,000	460,245,000	
第2回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	102,704,000	
第6回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	108,995,000	
第8回東京地下鉄株式会社社債	200,000,000	217,782,000	
第10回東京地下鉄株式会社社債	500,000,000	557,820,000	
第13回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	107,885,000	

第14回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	109,033,000	
第16回東京地下鉄株式会社社債	300,000,000	289,890,000	
第18回東京地下鉄株式会社社債	700,000,000	636,587,000	
第23回東京地下鉄株式会社社債	700,000,000	657,741,000	
第26回東京地下鉄株式会社社債	600,000,000	560,214,000	
第29回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	92,382,000	
第38回東京地下鉄株式会社社債	600,000,000	521,196,000	
第41回東京地下鉄株式会社社債	300,000,000	293,460,000	
第49回東京地下鉄株式会社社債	300,000,000	261,846,000	
第1回株式会社西武ホールディングス無担保社債	600,000,000	579,612,000	
第2回株式会社西武ホールディングス無担保社債	500,000,000	470,410,000	
第3回株式会社西武ホールディングス無担保社債	700,000,000	689,549,000	
第45回西日本鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	693,077,000	
第46回西日本鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	652,995,000	
第47回西日本鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	666,225,000	
第48回西日本鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	465,440,000	
第50回西日本鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	690,676,000	
第51回西日本鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	623,476,000	
第99回近鉄グループホールディングス株式会社無担保社債	500,000,000	485,480,000	
第102回近鉄グループホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	663,642,000	
第106回近鉄グループホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	692,510,000	
第111回近鉄グループホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	627,935,000	
第112回近鉄グループホールディングス株式会社無担保社債	800,000,000	780,592,000	
第117回近鉄グループホールディングス株式会社無担保社債	900,000,000	780,597,000	
第47回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	500,000,000	518,270,000	
第49回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	800,000,000	758,120,000	
第51回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	644,084,000	
第52回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	500,000,000	485,920,000	
第54回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	800,000,000	683,360,000	

第37回南海電気鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	201,712,000	
第40回南海電気鉄道株式会社無担保社債	600,000,000	594,162,000	
第41回南海電気鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	684,138,000	
第42回南海電気鉄道株式会社無担保社債	600,000,000	574,416,000	
第43回南海電気鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	655,361,000	
第44回南海電気鉄道株式会社無担保社債	800,000,000	736,856,000	
第45回南海電気鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	682,647,000	
第46回南海電気鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	435,940,000	
第47回南海電気鉄道株式会社無担保社債	300,000,000	291,675,000	
第29回京阪ホールディングス株式会社無担保社債	600,000,000	599,484,000	
第30回京阪ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	634,676,000	
第31回京阪ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	197,282,000	
第32回京阪ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	608,195,000	
第50回名古屋鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	202,630,000	
第52回名古屋鉄道株式会社無担保社債	600,000,000	562,302,000	
第53回名古屋鉄道株式会社無担保社債	600,000,000	580,182,000	
第54回名古屋鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	653,968,000	
第55回名古屋鉄道株式会社無担保社債	600,000,000	554,790,000	
第56回名古屋鉄道株式会社無担保社債	600,000,000	547,392,000	
第57回名古屋鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	461,840,000	
第58回名古屋鉄道株式会社無担保社債	800,000,000	716,592,000	
第59回名古屋鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	344,608,000	
第63回名古屋鉄道株式会社無担保社債	300,000,000	260,130,000	
第9回日本通運株式会社無担保社債	600,000,000	601,260,000	
第11回日本通運株式会社無担保社債	300,000,000	299,541,000	

第14回日本通運株式会社無担保社債	300,000,000	299,070,000	
第7回ニッコンホールディングス株式会社無担保社債	400,000,000	392,024,000	
第9回ニッコンホールディングス株式会社無担保社債	800,000,000	783,496,000	
第2回横浜高速鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	199,502,000	
第3回横浜高速鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	395,240,000	
第4回横浜高速鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	692,748,000	
第5回横浜高速鉄道株式会社無担保社債	800,000,000	780,672,000	
第6回横浜高速鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	487,635,000	
第8回横浜高速鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	192,714,000	
第1回九州旅客鉄道株式会社無担保社債	600,000,000	590,766,000	
第3回九州旅客鉄道株式会社無担保社債	300,000,000	292,722,000	
第4回九州旅客鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	350,000,000	
第6回九州旅客鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	390,480,000	
第7回九州旅客鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	447,255,000	
第10回九州旅客鉄道株式会社無担保社債	300,000,000	258,726,000	
第1回東京臨海高速鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	486,255,000	
第2回東京臨海高速鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	382,708,000	
第2回日本貨物鉄道株式会社社債	300,000,000	271,644,000	
第1回日本航空株式会社無担保社債	700,000,000	691,733,000	
第3回日本航空株式会社無担保社債	500,000,000	485,160,000	
第5回日本航空株式会社無担保社債	500,000,000	498,690,000	
第7回日本航空株式会社無担保社債	800,000,000	761,264,000	
第17回三菱倉庫株式会社無担保社債	500,000,000	497,945,000	
第18回三菱倉庫株式会社無担保社債	700,000,000	687,239,000	
第19回三菱倉庫株式会社無担保社債	400,000,000	354,928,000	
第6回株式会社住友倉庫無担保社債	700,000,000	656,999,000	

第7回株式会社住友倉庫無担保社債	200,000,000	199,658,000	
第8回株式会社住友倉庫無担保社債	600,000,000	588,444,000	
第10回株式会社住友倉庫無担保社債	300,000,000	291,885,000	
第21回KDDI株式会社無担保社債	500,000,000	503,695,000	
第22回KDDI株式会社無担保社債	700,000,000	695,170,000	
第25回KDDI株式会社無担保社債	400,000,000	398,616,000	
第26回KDDI株式会社無担保社債	100,000,000	100,005,000	
第27回KDDI株式会社無担保社債	700,000,000	699,202,000	
第13回ソフトバンク無担保社債	800,000,000	758,072,000	
第16回ソフトバンク無担保社債	700,000,000	665,798,000	
第17回ソフトバンク無担保社債	700,000,000	686,476,000	
第18回ソフトバンク無担保社債	600,000,000	573,930,000	
第530回中部電力株式会社社債	600,000,000	584,688,000	
第554回中部電力株式会社社債	100,000,000	95,734,000	
第556回中部電力株式会社社債	800,000,000	766,768,000	
第511回関西電力株式会社社債	600,000,000	596,718,000	
第515回関西電力株式会社社債	600,000,000	594,678,000	
第518回関西電力株式会社社債	300,000,000	297,111,000	
第541回関西電力株式会社社債	800,000,000	760,272,000	
第544回関西電力株式会社社債	500,000,000	473,170,000	
第548回関西電力株式会社社債	900,000,000	861,282,000	
第551回関西電力株式会社社債	800,000,000	766,776,000	
第398回中国電力株式会社社債	400,000,000	398,896,000	
第404回中国電力株式会社社債	100,000,000	98,864,000	
第416回中国電力株式会社社債	300,000,000	293,796,000	
第434回中国電力株式会社社債	500,000,000	476,715,000	
第436回中国電力株式会社社債	300,000,000	285,750,000	
第443回中国電力株式会社社債	800,000,000	799,168,000	
第311回北陸電力株式会社社債	200,000,000	203,150,000	
第318回北陸電力株式会社社債	450,000,000	447,570,000	
第321回北陸電力株式会社社債	300,000,000	299,097,000	
第322回北陸電力株式会社社債	500,000,000	498,225,000	
第342回北陸電力株式会社社債	100,000,000	95,303,000	
第349回北陸電力株式会社社債	600,000,000	574,122,000	
第491回東北電力株式会社社債	600,000,000	598,608,000	
第492回東北電力株式会社社債	400,000,000	398,480,000	
第496回東北電力株式会社社債	300,000,000	297,627,000	
第517回東北電力株式会社社債	100,000,000	96,938,000	
第536回東北電力株式会社社債	400,000,000	378,040,000	

第538回東北電力株式会社社債	700,000,000	663,376,000	
第541回東北電力株式会社社債	700,000,000	662,991,000	
第543回東北電力株式会社社債	700,000,000	695,520,000	
第544回東北電力株式会社社債	700,000,000	671,545,000	
第289回四国電力株式会社社債	100,000,000	99,431,000	
第296回四国電力株式会社社債	200,000,000	198,892,000	
第307回四国電力株式会社社債	300,000,000	290,778,000	
第309回四国電力株式会社社債	500,000,000	487,075,000	
第317回四国電力株式会社社債	200,000,000	168,468,000	
第320回四国電力株式会社社債	200,000,000	191,684,000	
第323回四国電力株式会社社債	800,000,000	766,816,000	
第465回九州電力株式会社社債	500,000,000	492,660,000	
第489回九州電力株式会社社債	400,000,000	389,428,000	
第502回九州電力株式会社社債	500,000,000	476,775,000	
第504回九州電力株式会社社債	700,000,000	671,860,000	
第507回九州電力株式会社社債	800,000,000	767,032,000	
第321回北海道電力株式会社社債	11,000,000	11,125,290	
第342回北海道電力株式会社社債	200,000,000	199,086,000	
第372回北海道電力株式会社社債	200,000,000	188,910,000	
第25回沖縄電力株式会社社債	700,000,000	696,045,000	
第26回沖縄電力株式会社社債	700,000,000	690,809,000	
第27回沖縄電力株式会社社債	800,000,000	779,040,000	
第28回沖縄電力株式会社社債	300,000,000	290,307,000	
第49回電源開発株式会社無担保社債	300,000,000	299,211,000	
第15回東京電力パワーグリッド株式会社社債	600,000,000	586,080,000	
第26回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	97,361,000	
第31回東京電力パワーグリッド株式会社社債	600,000,000	593,214,000	
第32回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	96,556,000	
第40回東京電力パワーグリッド株式会社社債	500,000,000	482,985,000	
第45回東京電力パワーグリッド株式会社社債	800,000,000	769,120,000	
第46回東京電力パワーグリッド株式会社社債	700,000,000	644,168,000	
第48回東京電力パワーグリッド株式会社社債	800,000,000	715,880,000	
第50回東京電力パワーグリッド株式会社社債	800,000,000	769,024,000	
第26回東京瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	102,485,000	

第35回東京瓦斯株式会社無担保社債	400,000,000	437,620,000	
第36回東京瓦斯株式会社無担保社債	400,000,000	430,160,000	
第37回東京瓦斯株式会社無担保社債	300,000,000	327,765,000	
第39回東京瓦斯株式会社無担保社債	700,000,000	748,209,000	
第41回東京瓦斯株式会社無担保社債	700,000,000	654,024,000	
第43回東京瓦斯株式会社無担保社債	700,000,000	658,588,000	
第46回東京瓦斯株式会社無担保社債	700,000,000	639,198,000	
第48回東京瓦斯株式会社無担保社債	300,000,000	277,434,000	
第52回東京瓦斯株式会社無担保社債	1,000,000,000	886,620,000	
第55回東京瓦斯株式会社無担保社債	800,000,000	680,624,000	
第68回東京瓦斯株式会社無担保社債	500,000,000	429,015,000	
第32回大阪瓦斯株式会社無担保社債	400,000,000	430,036,000	
第33回大阪瓦斯株式会社無担保社債	600,000,000	630,678,000	
第42回大阪瓦斯株式会社無担保社債	200,000,000	173,620,000	
第45回大阪瓦斯株式会社無担保社債	800,000,000	733,616,000	
第36回東邦瓦斯株式会社無担保社債	300,000,000	314,769,000	
第44回東邦瓦斯株式会社無担保社債	700,000,000	618,240,000	
第13回広島ガス株式会社無担保社債	600,000,000	591,984,000	
第14回広島ガス株式会社無担保社債	800,000,000	775,432,000	
第16回西部瓦斯株式会社無担保社債	700,000,000	690,032,000	
第7回株式会社ファーストリティーリング無担保社債	900,000,000	899,847,000	
社債券 合計	311,096,000,000	304,704,324,340	
合計	462,621,047,600	455,751,184,828	

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

2023年3月31日 現在

種類	金額
資産総額	21,518,945,707 円
負債総額	29,870,918 円
純資産総額（ - ）	21,489,074,789 円
発行済数量	24,368,898,444 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.8818 円

（ご参考：親投資信託の現況）

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

2023年3月31日 現在

種類	金額
資産総額	464,957,227,932 円
負債総額	1,135,793,598 円
純資産総額（ - ）	463,821,434,334 円
発行済数量	390,450,444,622 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.1879 円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- 1 . 名義書換  
該当事項はありません。
- 2 . 受益者に対する特典  
特典はありません。
- 3 . 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容  
譲渡制限はありません。
- 4 . 受益権の譲渡  
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。  
上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。  
上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- 5 . 受益権の譲渡の対抗要件  
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- 6 . 受益権の再分割  
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- 7 . 償還金  
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。
- 8 . 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて  
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

2023年3月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。

運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。

決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。

売買の執行はトレーディング部が行います。

運用部門とは独立した運用リスク管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、運用リスク管理部門担当役員を委員長としリスク管理部を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。

運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2023年3月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	170	3,965,007
単位型公社債投資信託	2	3,243
単位型株式投資信託	11	39,019
合計	183	4,007,270

### 3 【委託会社等の経理状況】

- 1 . 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。  
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 . 当社は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、第37期事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。  
また、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	第36期 (2021年3月31日現在)	第37期 (2022年3月31日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金・預金	22,550,090	21,389,756
前払費用	235,902	319,734
未収委託者報酬	2,973,733	2,902,834
未収収益	2,375,688	2,610,213
未収入金	3,865	1,692
その他の流動資産	21,479	22,412
<b>流動資産計</b>	<b>28,160,759</b>	<b>27,246,644</b>
<b>固定資産</b>		
有形固定資産	* 1        530,601	* 1        459,081
建物	354,556	342,403
器具備品	176,045	116,678
無形固定資産	137,430	228,727
電話加入権	3,795	3,795
ソフトウェア	89,839	188,720
ソフトウェア仮勘定	43,795	36,211
投資その他の資産	3,057,965	3,576,825
投資有価証券	49,477	42,253
関係会社株式	1,673,049	1,673,049
その他の関係会社有価証券	71,200	521,200
長期前払費用	45,424	40,588
敷金	474,324	474,324
その他長期差入保証金	10,030	21,230
繰延税金資産	734,459	804,178
<b>固定資産計</b>	<b>3,725,997</b>	<b>4,264,634</b>
<b>資産合計</b>	<b>31,886,757</b>	<b>31,511,279</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払金	2,979,963	3,183,398
未払手数料	1,349,326	1,306,204
その他未払金	1,630,636	1,877,194
未払費用	429,654	398,447
未払消費税等	468,610	277,096
未払法人税等	1,378,000	1,152,000
預り金	45,524	46,775
前受収益	2,329	2,286
賞与引当金	273,836	287,955
その他の流動負債	946	7
<b>流動負債計</b>	<b>5,578,864</b>	<b>5,347,968</b>
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	802,176	845,039
固定負債計	802,176	845,039
<b>負債合計</b>	<b>6,381,041</b>	<b>6,193,007</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	25,499,322	25,312,741
資本剰余金	2,000,000	2,000,000
その他資本剰余金	400,000	400,000
利益剰余金	400,000	400,000
利益剰余金	23,099,322	22,912,741
利益準備金	500,000	500,000
その他利益剰余金	22,599,322	22,412,741
特別償却準備金	0	-
繰越利益剰余金	22,599,322	22,412,741

評価・換算差額等	6,393	5,529
その他有価証券評価差額金	6,393	5,529
純資産合計	25,505,715	25,318,271
負債・純資産合計	31,886,757	31,511,279

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第36期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
<b>営業収益</b>		
委託者報酬	17,997,091	18,065,913
運用受託報酬	9,745,973	10,405,866
投資助言報酬	59,827	66,255
その他営業収益	453,173	532,829
<b>営業収益計</b>	<b>28,256,066</b>	<b>29,070,864</b>
<b>営業費用</b>		
支払手数料	8,444,858	8,365,057
広告宣伝費	233,667	216,312
調査費	6,150,198	6,860,898
調査費	2,540,308	2,728,988
委託調査費	3,609,889	4,131,910
委託計算費	118,443	115,017
営業雜経費	278,728	259,680
通信費	44,106	38,574
印刷費	189,670	175,527
協会費	26,080	24,866
諸会費	10,102	11,208
図書費	8,768	9,504
<b>営業費用計</b>	<b>15,225,895</b>	<b>15,816,967</b>
<b>一般管理費</b>		
給料	3,799,821	3,925,627
役員報酬	129,108	128,277
給料・手当	2,761,131	2,779,798
賞与	909,581	1,017,551
交際費	4,415	4,546
寄付金	3,449	2,632
旅費交通費	13,735	17,590
租税公課	170,294	167,411
不動産賃借料	375,691	468,092
退職給付費用	156,614	161,994
賞与引当金繰入	273,836	287,955
固定資産減価償却費	139,782	165,703
法定福利費	596,481	630,892
福利厚生費	10,114	12,315
諸経費	394,336	487,975
<b>一般管理費計</b>	<b>5,938,574</b>	<b>6,332,736</b>
<b>営業利益</b>	<b>7,091,595</b>	<b>6,921,159</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	455	206
受取配当金	* 1 7,512	* 1 5,672
匿名組合投資利益	* 1 60,878	-
雑益	9,958	13,622
<b>営業外収益計</b>	<b>78,804</b>	<b>19,500</b>
<b>営業外費用</b>		
為替差損	44,450	66,106
雑損	5,811	23,333
<b>営業外費用計</b>	<b>50,261</b>	<b>89,440</b>
<b>経常利益</b>	<b>7,120,138</b>	<b>6,851,219</b>

**特別損失**

器具備品除却損	0	610
特別損失計	0	610
税引前当期純利益	7,120,138	6,850,609
法人税、住民税及び事業税	2,197,641	2,169,313
法人税等調整額	14,721	69,337
法人税等合計	2,182,919	2,099,975
当期純利益	4,937,219	4,750,633

**(3)【株主資本等変動計算書】**

第36期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金		利益剰余金			
	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金		特別償却 準備金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	0	20,065,811
当期変動額						
剩余金の配当						2,403,708
特別償却準備金の取崩					0	0
当期純利益						4,937,219
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	0	2,533,511
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	0	22,599,322

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	20,565,811	22,965,811	3,177	3,177	22,962,634
当期変動額					
剩余金の配当	2,403,708	2,403,708			2,403,708
特別償却準備金の取崩	-	-			-
当期純利益	4,937,219	4,937,219			4,937,219
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			9,570	9,570	9,570
当期変動額合計	2,533,511	2,533,511	9,570	9,570	2,543,081
当期末残高	23,099,322	25,499,322	6,393	6,393	25,505,715

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金		利益剰余金				
	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金		特別償却 準備金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	0	0	22,599,322
当期変動額							
剩余金の配当							4,937,214
特別償却準備金の取崩					0	0	0
当期純利益							4,750,633
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	0	0	186,580
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	-	-	22,412,741

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計		
	利益剰余金 合計					
当期首残高	23,099,322	25,499,322	6,393	6,393	25,505,715	
当期変動額						
剩余金の配当	4,937,214	4,937,214			4,937,214	
特別償却準備金の取崩	-	-			-	
当期純利益	4,750,633	4,750,633			4,750,633	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			863	863	863	
当期変動額合計	186,580	186,580	863	863	187,444	
当期末残高	22,912,741	25,312,741	5,529	5,529	25,318,271	

**注記事項****(重要な会計方針)**

第37期  
自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日

**1. 有価証券の評価基準及び評価方法****(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券**

移動平均法による原価法

**(2) その他有価証券**

市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

**2. 固定資産の減価償却の方法****(1) 有形固定資産**

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## 3. 引当金の計上基準

### (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

#### 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業及び投資助言・代理業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

### (1) 運用報酬

投資運用・助言サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬（運用報酬）については、当該サービスに係る履行義務は日々充足されると判断し、運用期間にわたり収益として認識しております。確定した報酬は、月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

### (2) 成功報酬

成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により履行義務を充足し、報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

## 5. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### （重要な会計上の見積り）

第36期 2021年3月31日現在	第37期 2022年3月31日現在
当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

### （会計方針の変更）

第37期 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
-------------------------------------

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、当該変更による影響額は軽微であります。

また、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）等を当事業年度の期首から適用するとともに、「時価の算定に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日改正）」を当事業年度の期首から早期適用しております。なお、当該変更による財務諸表に与える影響はございません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

#### （貸借対照表関係）

第36期 2021年3月31日現在	第37期 2022年3月31日現在
* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
建物 148,089千円	建物 182,121千円
器具備品 458,314千円	器具備品 501,021千円

#### （損益計算書関係）

第36期 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	第37期 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
* 1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。  関係会社からの受取配当金 2,000千円 関係会社からの匿名組合契約に基づく利益の分配 60,878千円	* 1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。  関係会社からの受取配当金 2,000千円  上記のほか、関係会社に対する営業外収益のうち、雑益の合計額は営業外収益の総額の100分の10を超えており、その金額は8,520千円であります。

#### （株主資本等変動計算書関係）

第36期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

##### 1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)				
株式の種類	2020年4月1日 現在	増加	減少	2021年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

##### 2. 配当に関する事項

###### (1) 配当金支払額

2020年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

###### ・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	2,403,708千円
(ロ) 1株当たり配当額	62,760円
(ハ) 基準日	2020年3月31日
(二) 効力発生日	2020年6月26日

###### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

###### ・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	4,937,214千円
(口) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	128,909円
(二) 基準日	2021年3月31日
(ホ) 効力発生日	2021年6月30日

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

#### 1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	2021年4月1日 現在	増加	減少	2022年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

2021年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

###### ・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	4,937,214千円
(口) 1株当たり配当額	128,909円
(ハ) 基準日	2021年3月31日
(二) 効力発生日	2021年6月30日

##### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年6月30日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。

###### ・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	4,750,617千円
(口) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	124,037円
(二) 基準日	2022年3月31日
(ホ) 効力発生日	2022年6月30日

#### (金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

第36期 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	第37期 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左
(2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。  営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。	(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左
(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。	(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 同左

<b>市場リスク</b> 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。  <b>投資有価証券</b> については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。  <b>流動性リスク</b> 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。	<b>市場リスク</b> 同左  <b>流動性リスク</b> 同左
---	---

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

第36期（2021年3月31日現在）

2021年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	49,477	49,477	-
資産計	49,477	49,477	-

(注1) 以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金  
未収委託者報酬  
未収収益  
未収入金  
預り金  
未払金  
未払費用

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等がきず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	1,640,302
関連会社株式	32,747
その他の関係会社有価証券	71,200
敷金	474,324
その他長期差入保証金	10,030

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	8,474	16,416	5,279	-
合計	8,474	16,416	5,279	-

第37期（2022年3月31日現在）

2022年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	42,253	42,253	-
敷金	474,324	474,362	37
資産計	516,578	516,616	37

(注1)以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金  
未収委託者報酬  
未収収益  
未収入金  
預り金  
未払金  
未払費用

(注2)関係会社株式及びその他の関係会社有価証券（持分相当額を純額で計上する組合等への出資1,200千円を除く）については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	
子会社株式	1,640,302
関連会社株式	32,747
その他の関係会社有価証券	520,000

(注3)その他の関係会社有価証券のうち1,200千円については、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資に該当するため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日改正）の第24-16項を適用し、時価に関する注記を省略しております。

(注4)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	-	21,628	538	-
合計	-	21,628	538	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

第37期（2022年3月31日現在）

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	

投資有価証券 その他有価証券	-	42,253	-	42,253
資産計	-	42,253	-	42,253

## (2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	474,362	-	474,362
資産計	-	474,362	-	474,362

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (有価証券関係)

第36期 2021年3月31日現在				第37期 2022年3月31日現在			
1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券				1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券			
子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 71,200千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。				子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 521,200千円）は、市場価格のない株式等又は貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資に該当することから、記載していません。			
2. その他有価証券				2. その他有価証券			
(単位：千円)				(単位：千円)			
区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	37,407	27,442	9,964	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	37,421	28,638	8,783
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	12,070	12,820	749	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	4,832	5,645	813
合計	49,477	40,262	9,214	合計	42,253	34,283	7,970
3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。				3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 同左			

## (収益認識関係)

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

( 単位 : 千円 )

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	18,065,913	-	18,065,913
運用受託報酬	10,155,263	250,602	10,405,866
投資助言報酬	66,255	-	66,255
その他営業収益	532,829	-	532,829
合計	28,820,261	250,602	29,070,864

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

	第37期 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	5,349,421千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	5,513,048千円

( \*) なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

( 退職給付関係 )

第36期 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
-------------------------------------

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	739,283千円
勤務費用	69,269千円
利息費用	2,907千円
数理計算上の差異の発生額	8,451千円
退職給付の支払額	19,300千円
退職給付債務の期末残高	800,611千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
非積立型制度の退職給付債務	800,611千円
未積立退職給付債務	800,611千円
未認識数理計算上の差異	1,565千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	802,176千円
退職給付引当金	802,176千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	802,176千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	69,269千円
利息費用	2,907千円
数理計算上の差異の費用処理額	1,113千円
その他	12,353千円
確定給付制度に係る退職給付費用	83,417千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率 0.4%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、73,196千円であります。

第37期
自 2021年4月1日
至 2022年3月31日

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	800,611千円
勤務費用	69,820千円
利息費用	3,143千円
数理計算上の差異の発生額	9,121千円
退職給付の支払額	29,833千円
退職給付債務の期末残高	852,862千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
非積立型制度の退職給付債務	852,862千円
未積立退職給付債務	852,862千円
未認識数理計算上の差異	7,823千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	845,039千円
退職給付引当金	845,039千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	845,039千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	69,820千円
利息費用	3,143千円
数理計算上の差異の費用処理額	267千円
その他	10,130千円
確定給付制度に係る退職給付費用	82,826千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率 0.4%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、79,167千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第36期 (2021年3月31日現在)	第37期 (2022年3月31日現在)
繰延税金資産		
退職給付引当金	245,626千円	258,750千円
未払金	3,859千円	3,366千円
賞与引当金	83,848千円	88,171千円
未払法定福利費	10,817千円	11,424千円
未払事業所税	3,840千円	3,958千円
未払事業税	81,915千円	61,773千円
未払調査費	79,792千円	90,375千円
減価償却超過額	86,208千円	53,430千円
繰延資産超過額	6,297千円	8,569千円
未払確定拠出年金	1,901千円	2,038千円

未収実績運動報酬	31,761千円	31,195千円
未払費用	101,413千円	195,620千円
繰延税金資産小計	737,281千円	808,674千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	737,281千円	808,674千円
繰延税金負債		
特別償却準備金	0千円	-
前払費用	-	2,055千円
その他有価証券評価差額金	2,821千円	2,440千円
繰延税金負債合計	2,821千円	4,495千円
繰延税金資産の純額	734,459千円	804,178千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第36期 (2021年3月31日現在)	第37期 (2022年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

(セグメント情報等)

第36期 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	第37期 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
<p>[セグメント情報]</p> <p>当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。</p> <p>当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p>	<p>[セグメント情報]</p> <p>同左</p>

[関連情報]	[関連情報]						
1. 製品及びサービスごとの情報 単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。	1. 製品及びサービスごとの情報 同左						
2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。	2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 (単位：千円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>日本</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>26,067,627</td> <td>3,003,236</td> <td>29,070,864</td> </tr> </table> <p>(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。</p>	日本	その他	合計	26,067,627	3,003,236	29,070,864
日本	その他	合計					
26,067,627	3,003,236	29,070,864					
(2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。	(2) 有形固定資産 同左						
3. 主要な顧客ごとの情報 (1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型）	3. 主要な顧客ごとの情報 (1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型）						
(2) 委託者報酬 5,399,003千円	(2) 委託者報酬 4,883,617千円						
(3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント	(3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント						

## (関連当事者情報)

第36期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等  
重要な取引はありません。
- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等  
重要な取引はありません。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等  
重要な取引はありません。
- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等  
重要な取引はありません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

- (1) 親会社情報  
東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報  
重要な関連会社はありません。

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

- 1. 関連当事者との取引
- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等  
重要な取引はありません。

- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等  
重要な取引はありません。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等  
重要な取引はありません。
- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等  
重要な取引はありません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

- (1) 親会社情報  
東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

- (2) 重要な関連会社の要約財務情報  
重要な関連会社はありません。

### （1株当たり情報）

第36期	
自	2020年4月1日
至	2021年3月31日
1株当たり純資産額	665,945円58銭
1株当たり当期純利益金額	128,909円11銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
（注）1株当たり純資産額の算定上の基礎 貸借対照表の純資産の部の合計額	25,505,715千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る当期末の純資産額	25,505,715千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益金額	4,937,219千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益金額	4,937,219千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

第37期	
自	2021年4月1日
至	2022年3月31日
1株当たり純資産額	661,051円47銭
1株当たり当期純利益金額	124,037円43銭

なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎

貸借対照表の純資産の部の合計額	25,318,271千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る当期末の純資産額	25,318,271千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株

1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益金額	4,750,633千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益金額	4,750,633千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

**中間財務諸表**  
**中間貸借対照表**

( 単位 : 千円 )

当中間会計期間  
( 2022年 9月30日現在 )

**資産の部**

**流動資産**

現金・預金	17,994,626
前払費用	367,597
未収委託者報酬	2,946,097
未収収益	3,610,460
未収入金	70,671
その他の流動資産	21,822
<b>流動資産計</b>	<b>25,011,275</b>

**固定資産**

有形固定資産	* 1	429,724
建物		324,725
器具備品		104,998
無形固定資産		273,797
電話加入権		3,795
ソフトウエア		233,770
ソフトウエア仮勘定		36,231
投資その他の資産		3,827,207
投資有価証券		46,115
関係会社株式		1,668,529
その他の関係会社有価証券		521,200
長期前払費用		33,730
敷金		474,324
その他長期差入保証金		21,230
繰延税金資産		1,062,078
<b>固定資産計</b>		<b>4,530,728</b>
<b>資産合計</b>		<b>29,542,004</b>

**負債の部**

**流動負債**

未払金	3,234,993
未払手数料	1,321,684
その他未払金	1,913,309
未払費用	416,430
未払消費税等	* 2
未払法人税等	245,577
預り金	1,367,000
前受収益	55,011
賞与引当金	13,288
その他の流動負債	553,291
<b>流動負債計</b>	<b>2</b>
	<b>5,885,596</b>

**固定負債**

退職給付引当金	877,359
<b>固定負債計</b>	<b>877,359</b>
<b>負債合計</b>	<b>6,762,955</b>

**純資産の部**

株主資本	22,774,241
資本金	2,000,000

資本剰余金	400,000
その他資本剰余金	400,000
利益剰余金	20,374,241
利益準備金	500,000
その他利益剰余金	19,874,241
繰越利益剰余金	19,874,241
評価・換算差額等	4,807
その他有価証券評価差額金	4,807
純資産合計	22,779,048
負債・純資産合計	29,542,004

### 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間  
(自 2022年4月1日  
至 2022年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	8,414,996
運用受託報酬	5,607,564
投資助言報酬	44,381
その他営業収益	334,427
営業収益計	14,401,371
営業費用	
支払手数料	3,853,230
広告宣伝費	90,593
調査費	3,725,578
調査費	1,453,274
委託調査費	2,272,304
委託計算費	60,171
営業雑経費	136,343
通信費	29,024
印刷費	81,348
協会費	12,709
諸会費	7,967
図書費	5,294
営業費用計	7,865,917
一般管理費	
給料	1,588,913
役員報酬	41,826
給料・手当	1,415,861
賞与	131,225
交際費	6,167
旅費交通費	55,849
租税公課	89,915
不動産賃借料	234,045
退職給付費用	79,604
賞与引当金繰入	553,291
固定資産減価償却費	* 1 73,707
法定福利費	317,168
福利厚生費	9,139
諸経費	219,934
一般管理費計	3,227,737
営業利益	3,307,716

営業外収益	
受取利息	69
受取配当金	3,874
雑益	4,981
営業外収益計	8,924
営業外費用	
為替差損	68,678
雑損	6,021
営業外費用計	74,699
経常利益	3,241,941
特別利益	
投資有価証券売却益	480
特別利益計	480
特別損失	
器具備品除却損	141
特別損失計	141
税引前中間純利益	3,242,280
法人税、住民税及び事業税	1,287,744
法人税等調整額	257,580
法人税等合計	1,030,164
中間純利益	2,212,116

### 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,412,741
当中間期変動額					
剰余金の配当					4,750,617
中間純利益					2,212,116
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	-	-	2,538,500
当中間期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	19,874,241

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計		
	利益剰余金 合計					
当期首残高	22,912,741	25,312,741	5,529	5,529	25,318,271	
当中間期変動額						
剰余金の配当	4,750,617	4,750,617			4,750,617	
中間純利益	2,212,116	2,212,116			2,212,116	

株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			722	722	722
当中間期変動額合計	2,538,500	2,538,500	722	722	2,539,222
当中間期末残高	20,374,241	22,774,241	4,807	4,807	22,779,048

#### 注記事項

##### (重要な会計方針)

当中間会計期間  
自 2022年4月1日  
至 2022年9月30日

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

##### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業及び投資助言・代理業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

##### (1) 運用報酬

投資運用・助言サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬（運用報酬）については、当該サービスに係る履行義務は日々充足されると判断し、運用期間にわたり収益として認識しております。確定した報酬は、月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

## (2) 成功報酬

成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により履行義務を充足し、報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

### (中間貸借対照表関係)

		当中間会計期間 (2022年9月30日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額	建物 器具備品	199,799千円 439,033千円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

### (中間損益計算書関係)

		当中間会計期間 自 2022年4月1日 至 2022年9月30日
1 減価償却実施額	有形固定資産 無形固定資産	46,482千円 27,225千円

### (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 自 2022年4月1日 至 2022年9月30日				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 (株)	当中間会計期間 増加 (株)	当中間会計期間 減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
普通株式	38,300	-	-	38,300
2. 配当に関する事項				
配当金支払額 2022年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。				
・普通株式の配当に関する事項 (イ) 配当金の総額・・・・・・・・4,750,617千円 (ロ) 1株当たり配当額・・・・124,037円 (ハ) 基準日・・・・・・・・2022年3月31日 (二) 効力発生日・・・・・・・・2022年6月30日				

### (金融商品関係)

当中間会計期間（2022年9月30日現在）

#### 1. 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日現在における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	46,115	46,115	-
敷金	474,324	474,573	248
資産計	520,439	520,688	248

(注1) 以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金  
未収委託者報酬  
未収収益  
未収入金  
預り金  
未払金  
未払費用

(注2) 関係会社株式及びその他の関係会社有価証券（持分相当額を純額で計上する組合等への出資1,200千円を除く）については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの中間貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額
関係会社株式	
子会社株式	1,640,302
関連会社株式	28,227
その他の関係会社有価証券	520,000

(注3) その他の関係会社有価証券のうち1,200千円については、中間貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資に該当するため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日改正）の第24-16項を適用し、時価に関する注記を省略しております。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

### (1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	46,115	-	46,115
資産計	-	46,115	-	46,115

### (2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	474,573	-	474,573
資産計	-	474,573	-	474,573

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

#### 敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間（2022年9月30日現在）

その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 (千円)	差額（千円）
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	証券投資信託	25,091	16,555	8,535
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	証券投資信託	21,023	22,630	1,606
合計		46,115	39,185	6,929

(収益認識関係)

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	8,414,996	-	8,414,996
運用受託報酬	5,607,564	-	5,607,564
投資助言報酬	44,381	-	44,381
その他営業収益	334,427	-	334,427
合計	14,401,371	-	14,401,371

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

	当中間会計期間 自 2022年4月1日 至 2022年9月30日
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	5,513,048千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	6,556,557千円

(\*) なお、当中間会計期間の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
12,643,672	1,757,698	14,401,371

(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の名称	委託者報酬 (単位：千円)	関連するセグメント名
東京海上・円資産バランスファンド (毎月決算型)	2,123,905	投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント

(1 株当たり情報)

当中間会計期間	
自	2022年4月1日
至	2022年9月30日
1 株当たり純資産額	594,753円23銭
1 株当たり中間純利益金額	57,757円60銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎	
中間貸借対照表の純資産の部の合計額	22,779,048千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額	22,779,048千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数	38,300株
1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益金額	2,212,116千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益金額	2,212,116千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

## 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5 【その他】

### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

### (2) 訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

- ・名称 三菱UFJ信託銀行株式会社  
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ・資本金の額 324,279百万円（2022年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託会社の概要>

- ・名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 10,000百万円（2022年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額( )	事業の内容
あかつき証券株式会社	3,067百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
auカブコム証券株式会社	7,196百万円	
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社SBI証券	48,323百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
日産証券株式会社	1,500百万円	
百五証券株式会社	3,000百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
楽天証券株式会社	17,495百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社愛知銀行	18,000百万円	
株式会社秋田銀行	14,100百万円	
株式会社イオン銀行	51,250百万円	
株式会社京都銀行	42,103百万円	
株式会社常陽銀行	85,113百万円	
株式会社栃木銀行	27,408百万円	
株式会社名古屋銀行	25,090百万円	
株式会社南都銀行	37,924百万円	
株式会社百五銀行	20,000百万円	
株式会社琉球銀行	56,967百万円	

三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
---------------	------------	---

( ) 2022年3月末日現在。

## 2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき日本マスター・トラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

## 3 【資本関係】

資本関係はありません。

### 第3【その他】

- 1．目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、委託会社の名称、ファンドの基本的性格等を記載することがあります。
- 2．目論見書の表紙に委託会社の金融商品取引業者登録番号および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- 3．請求目論見書に当ファンドの約款を添付します。
- 4．目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することができます。
- 5．目論見書は電子媒体として使用されたり、インターネット等に掲載されることがあります。

## 独立監査人の監査報告書

2022年6月3日

東京海上アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奈良昌彦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

東京海上アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上・円建て投資適格債券ファンド（毎月決算型）の2022年9月27日から2023年3月23日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上・円建て投資適格債券ファンド（毎月決算型）の2023年3月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2022年12月5日

東京海上アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奈良昌彦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。